

1. 令和4年第6回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和4年12月12日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	健康福祉部長	田 口 昌 彦
農林水産部長	田 代 吉 広	商工観光部長	可 児 俊 行
環境水道部長	猪 俣 浩 已	教 育 次 長	長 尾 実
代表監査委員	大 坪 博 之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	松 山 由 佳
--------	---------	-----------------	---------

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には出務、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 88 条の規定により、会議録署名議員には、16 番 渡辺友三議員、17 番 清水敏夫議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程 2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め 40 分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 清 水 敏 夫 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、17 番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

17 番 清水敏夫議員。

○17 番（清水敏夫） それでは、おはようございます。今日は、この冬一番の晴れといえますか、今ちょっと外を見て 4 階から八幡城を眺めましたら、本当に青空をバックに白亜の八幡城は映えておりました。まさに今日の私の質問に対して、市長さん、部長さんが答弁をいただくような爽やかな晴れになったかなと思って喜んでおりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、若干独り言をちょっと申し述べさせていただきますが、まずは新型コロナ、依然として収束を見せておりませんし、また第 8 波にも入っておるかなという感じでございますが、世界も国も、郡上もそうでしょうかと思ひますけども、やっぱりこれからは一人一人が自己管理をしながら、このウイズコロナ社会をしっかりと乗り切っていく、そういう時代なのかなということを、改めて

また認識をさせていただいております。市のほうも御苦労さまですけれども、引き続きの体制をよろしくお願ひしたいと思ひます。

嬉しいことでは、さきの11月30日に、後ほどまた田中議員のほうからもお話があると思ひますが、ユネスコの無形文化財、遺産登録という形で、風流踊の中に郡上踊と寒水の掛踊が登録されました。本当にこれも新しい郡上市に光が差し込んできたかなという感じで、明るい話題の一つかなというふうに受け止めさせていただいております。

話は変わりますけれども、さきのサッカーの世界カップカタール大会が決勝トーナメントで、1回戦では日本代表はクロアチアに敗れました。でもその後、ドイツ、スペインに勝ちまして、優勝の経験国に対して勝てるという新しい時代を迎えました。森保一監督はその姿を見て、新しい景色を見せてくれたというふうなことを言っておられました。自分も新しい景色、何かキーワードになりそうかなんて感じをしておりましたが、いよいよ令和4年度もあと3か月になりまして、新しく令和5年度を迎える年になりますけれども、年が明けますと郡上市にも新しい景色が、また見れるのではないかなということを御期待して、ただいまから本日の質問に入らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、最初には、今日は2つのテーマを用意させていただきました。よろしくお願ひいたします。

高齢化社会における自動運転走行車両の導入はという形でテーマを設けさせていただきました、ただいまから質問に入らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。河合市長公室長さん、あるいは市長さんに、また後ほど御指導いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

この自動運転につきましては、かつて平成31年3月3日から8日までの6日間、国土交通省のお手配の下に、市長さんも御同乗いただいたかと思ひますけれども、6日間にわたりまして明宝の道の駅を起点としまして、気良の地区の一部を回ってくるというようなコースでございましたけれども、6日間で約70人ぐらいの地域の人が乗っていただいたという覚えがございます。トヨタのエスティマという5人乗りの乗用車でございましたけれども、乗らせていただきました。

そんな中で乗った人、参加した人の感想なんですけれども、この自動運転を将来受け入れていく心持ちについてどうかと、社会受容性、そんなことのアンケートの結果では、自動運転車両を用いた公共交通を地域に導入することは83%の方が賛成だというふうに回答しております。

また、地域への効果としては、地域内の物流の確保のために自動運転サービスのニーズがあるという形で、物流の交流であるとか、郵便物の集出荷・配送を含めて生鮮食品や日用雑貨品の配送に効果があるのではないかなというふうなことも出ておりますし、また、高齢者の外出機会の増加ということであれば、増加が期待されるということで、70代以上の71%が外出の機会が今後、増加するので自動運転は必要であるとかいうようなことで、当時3年強前やらせていただいて、皆さんが

そういう感想を持って自動運転を見守った経緯がございます。

そんな中、いろいろ各地の新聞を見ますと、いろんなところでいろんな地方公共団体がこのことに取り組んでおりますけども、郡上市もそれに漏れず、人口減少、少子高齢化、特に進んでおります明宝地域では、本当に近未来において高齢者の免許証返還は必至になるというふうに思います。

現実には病院への通院とか、買物弱者のため高齢化となっても、やっぱり可能な限り免許は返せないというようなことで、可能な限り運転することが余儀なくされる。でもその場合にまた、反面として高齢者の事故増加も想定されるというふうなことから、地域の大きな課題の一つではないかなというふうに思っております。

そんな中、例えば先般も総務委員会で視察させていただきましたが、東近江市では、奥永源寺地域では自動運転車両のサービスを、令和3年4月から1年以上の実績でもって進められておりまして、市が取り組んでおられたり、また福井県のお隣の永平寺町でも、レベル3の自動運転サービスを令和2年12月からスタートさせておられます。

またさらに、先頃ですが北海道の上士幌町では、令和4年11月から自動運転バスの定期運行を、町内の公道から始めるという報道もございました。来春には、改正道路法が予定をされておりまして、レベル4相当の自動運転も県の公安委員会が許可できることになるというようなことも言われておりまして、そういうことの中で言いますと、当市でも明宝での実験も踏まえられまして、さらなる実証実験が必要ではないかと。併せて、どんな車両を使うのかとか、電磁誘導とか管理システム等々、施設導入費用の検討・確保なども当然大きな課題になってくるかというふうに思いますけれども。

いずれにしても、導入から実施までには各地域の様子を見ましても、かなりの期間が要すると、かなりの経費が要するというようなことも思っておりますので、出来得る限り早急に、希望としては令和5年度からの取組をどうか実現していただきたいなということを思うものでございます。そんなことから、郡上市の今後の取組と現状分析も含めまして、まずは担当部長さんから御享受いただきたいと思っておりますので、河合室長、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えを申し上げます。

自動運転につきましては、今ほど議員御指摘のとおり、本市でも平成31年3月に国土交通省の実証実験が行われております。道の駅明宝を拠点に、同所と明宝気良地区等を行き来するような形で実施をされております。

実証実験後の3か所のアンケートについても、今ほど御紹介をいただいたとおりでございますが、一方で、この実験を検証するために設立されました地域実験協議会というものがございまして、こ

ちらでは実用化に向けて解決を要する課題といたしまして、ルート上において、すれ違いのための一定区間ごとに退避場を整備する必要があるということや、地域ぐるみで路上駐車をしない取組こういったものを進める必要があるということなどのほか、何よりも運行の採算性の確保と、こちらが大きな課題であることを認識されております。

明宝地域での実証実験に要した経費につきましては、実験期間6日間の合計で約588万円でございます。全国でも実証実験や本格導入が行われ始めているものの、導入費用や毎年の維持経費の捻出が大きな課題となっているということが現状でございます。

明宝地域では、その後、地域協議会等でさらに検討をされておられますが、現段階での実用化は困難であるとの見解であったと聞いております。

先ほど議員の御紹介にありました福井県永平寺町でございますが、時速12キロで走行するカート型の自動運転車両を8台保有されておられます。同時刻に上下線各1台、合わせて2台を使用し運行されておられます。導入当初は休日・平日ともに定時運行をされておりましたが、令和4年4月からは休日のみを定時運行といたしまして、平日は地域団体や学校教育の一環としての利用に限定し、予約運行となっております。

また、冬季の1月、そして2月は積雪や路面凍結の関係で運休となるようでございます。現在の運行ルートでございますが、旧京福電気鉄道永平寺線の廃線の跡を専用道路として利用されておられます。そして、平成29年度の実証実験のときに、電磁誘導線を約1億円で整備されておられまして、この装置を今も利用されているということでございます。

さて、自動運転に関してはレベル何々、幾つといった表現をいたしますが、これは運転自動化レベルというもので、ゼロから5の段階に分けられておられております。このうち、自動運転に区分されるのはレベル3、レベル4、レベル5を指すとされております。レベル3の自動車では一定の条件下であれば、運転者がハンドルから手を離すなどして、システムに運転を任せられるようになりますし、レベル4では特定の条件下で、全ての運転が自動化されます。現在はレベル4、また完全自動化のレベル5に向けて開発が進められており、来年4月から公道での走行が可能となるレベル4の自動運転では、不測の事態への対応も含めて、全ての操作をシステムが行うこととなります。

しかし、実施に当たりましては、事故防止の観点から遠隔で運行の監視を行う人を配置させる方針とされ、自動運転ではありますが、常時監視のための人件費が必要になります。また、車両については、ゴルフカートタイプや通常のバスタイプなど様々ございますけども、茨城県境町が2020年に導入をされました自動運転車両は、3台で1億5,000万円ございまして、5年間の運行経費は車両代と人件費、車両の維持費と運行システムの利用料で5億2,000万円が予算計上をされておりました。

さきに申し上げた永平寺町が導入をいたしましたカートタイプでは、車両代は数百万円と言われ

ていますが、こうした車両代に加えまして、レベルが上がるほどに運行に必要なシステム構築や車両改造等にかかる経費も高額になることが予想されます。以前、永平寺町で行われた自治体や専門家等による視察についての報道を見ますと、同町の担当者の話といたしまして、自動走行車両を過疎地域で導入する場合には、利用者の利便性を高める必要があることや、維持コストの負担が大きいのということが課題であるというふうに述べられていました。

仮に導入することを想定いたしました場合、高率な国庫補助金等を有効に活用したとしても、その後の運行に係る人件費やメンテナンス等のランニングコスト、また次の車両の更新時の導入経費の負担、こういったことも考慮する必要があるため、現時点においては新技術を率先して導入するのではなく、現在、モデルとして進んでいる全国の実証実験地域や、本格導入を行っている地域における自動運転レベルの向上と、全国で普及が進むことによる導入経費の軽減化を踏まえた上で判断をする必要があると考えております。

なお、市内には公共交通空白地をはじめ、交通の不便地域がまだ多く存在していることから、まずはこうした改修について既存の路線や運行形態見直し等の取組を進めていく必要があると考えております。

現在、市では、令和5年度から5年間を計画期間とする郡上市地域公共交通計画の策定を進めております。地域の声を聞きながら、利便性の向上と運行の効率化を踏まえた移動手段の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(17 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） いろいろ調べていただいて、御丁寧な答弁いただきましてありがとうございました。実証実験の当時には、これはありがたいなと思って、過疎地域の救世主になるかなというような期待をせずと思っておりましたけれども、いろんところで新聞報道されていますけど、やはりなかなか現実には、それを特に過疎地域、辺地等で採用するにはなかなか課題が多いかなということも、今知らされまして、期待をしていただけにちょっと残念な気持ちはございますけれども。

そんな中で、田舎ではなかなか難しいなら、もうちょっと町寄りのところでどうかなと思って、例えば、前にも質問したことがあるんですけど、市内には全くの空白地ではないけれど、準空白地域というものがあるというふうに自分は思っております。

その一つの例として、県道有穂中坪線の口明方地内ですけれども、特に高雄神社から田尻、川佐地区の辺までは国道の対岸東側になりますけれども、その地域はバスが通らないと、道が狭いのでということがありまして、現在も八幡観光バスの路線についても、そこは通っていないという部分がございます。あそこからできれば、町なかを国道に出たり、町なかに入るのは自動運転も難しい

とすれば、県道をずっと誘導線に来て、例えばAコープの辺の駐車場で、口明方小を起点にして、Aコープくらいまでをルートとしてできんかどうかと。

そこで、また八幡とか病院に行きたい人は、まめバスに乗ればいいわけなので、そういうようなことでモデル的なこともできないのかなということも、ちょっと勝手に思ったりしておりますけれども、その辺のことにつきまして、もし検討がされているようでしたら、お伺いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 御質問のございました地域でございますけれども、県道有穂中坪線において、すれ違いが困難な狭隘な箇所があるということでございます。

自動運転車両の導入につきましても、こうしたすれ違いができないという幅員の問題もございますし、また一方で、改良済みの2車線のところだと、運行速度の遅い自動運転車両の安全確保をどうするかといった、こういった問題も発生するのかなというふうに考えております。先ほど申し上げたことも含めまして、導入には課題が多いのではないかなと考えております。

したがって、同地区における交通の利便性の確保をどうするかということにつきましては、現時点においては、地域に合ったタクシーの有効活用というようなものを御提案できないかというようなことを考えておるところでございます。

このことにつきましては、過去に清水議員さんのほうからも御質問のほうを頂きまして、その際に住民の皆様がタクシーに乗り合っていていただいて目的地に行くことも、可能性の一つとしてあるのではないかといたした御答弁を差し上げたところでございます。

その後、事業者と、あと地域の皆様とも協議のほうを行ったところでございますが、新型コロナウイルスの影響から現在までもタクシーのグループでの利用というものは実現に至っておりません。

こうしたことから、引き続きタクシーの活用ということについても、地元の皆様へ御提案を申し上げていきたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

(17 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） どうもありがとうございました。この導入については厳しいということによく承知をさせていただきました。

ここで市長さんにちょっとお伺いしたいと思いますが、見解を。冒頭に申しました、郡上市の新しい景色を見たいというふうな思いもあって、こんなことを思ってみたんですけども、本当は過疎地域とか、辺地とか、高齢者が多くなるところに光が当たるような自動運転のシステムかなということをおもいましたが、現実導入しようと思うと、いろんな大きな壁が立ちはだかっておりますけれども、郡上市の将来のそういうことの交通体系のネットワークを含めて、市長さんのお考えをお

伺いたいというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思ひますが。

この明宝で行われた、いわゆる自動運転の実証実験、先ほどもお話しございましたように、平成31年3月、この年は間もなく令和元年になる年に行われました。そして、その後ですけれども、令和2年の3月に国土交通省のほうから、さらに長期実証実験を行う希望があるかどうかと、こういう問い合わせも、明宝振興事務所のほうへあったということで。

当時、振興事務所のほうから相談を受けて、どれくらい経費がかかるんだとか、いろんなことを検討しましたが、これは引き続き国土交通省が経費も負担をしていただいて、実験がやっていただけるということであれば、私たちもせっかくやった実験をそのまま中途半端に途切れさせるのも非常にもったいない話でもありますので、相談した結果、郡上市としては、希望すると、その次の段階に行くことを御返事はしたんですが、その後、国土交通省のほうから明宝の当時やったような道の駅、あるいは気良地域を回ってくるというようなケースで、実証実験やろうとすると、ちょっと国土交通省の今用意できる予算の範囲内では難しいと、したがって、当時希望はしましたが採択はされなかったと、こういう状態のまま今日に至っているということでもあります。

今、いろんな例示をされましたが、自動車の自動運転というのも無人運転というのも、私は技術は日進月歩、もっとさらに速いスピードで進んでいって、いずれそういう無人運転というのは当たり前のことになってくる時代が必ずやってくるのではないかとこのように思っています。

したがって、ただ今の時点で早急に導入しようとする、経費の問題であったり、安全性の問題であったり、その他諸々の課題をやはり解決しなきゃいけないということがございますので、ここで相当巨額の経費をかけてでも実験に取り組もうということは、ちょっとなかなか困難ではないかというふうに思っております。

しかし、いずれ新しい景色は見ることはできると思っております。それまで、やはり技術の進歩、そうしたことも信じながら各地域の取組等をしっかりウォッチをしていきたいというふうに思っていますし、また、目的は地域住民の皆さんの安全で便利な移動をどう確保するかということでございますので、自動運転はあくまでもその一つの考えられる手段でございますので、様々な手段、方法を考えて地域の皆さんの交通を確保していくということについては、しっかり検討してまいりたいというふうに思っています。

(17 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 市長にもいろんな丁寧な答弁を賜りましてありがとうございました。私もこの自動運転全てオンリーではないというふうに思っておりますので、郡上市の立地も生か

しながら、市民のニーズも考えていただきながら、このことについては、今言われましたように日進月歩を進んでいくというふうに思いますけども、これも将来の一つの形の中では取り入れていくものとしてのスタンスをお聞きしましたので、どうか今後も引き続いて、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは2点目のテーマに移りたいというふうに思ひます。

2点目につきましては、東京都港区と当市の木材調達の取組はということなんですけども、これもちょっと新聞で拝見しましたところ、この記事をちょっと紹介しますけども、「東京都港区調達先の自治体が倍増」というサブタイトルがありまして、タイトルでは「温暖化防止で国産木材」というようなタイトルなんですけども。

中身を見ますと、ちょっと紹介しますと、「ビルなどの新築時に国産木材の使用を促す東京都港区の制度で、区と協定を結び、木材調達に協力する産地自治体が増えている。2011年の制度スタート時は32市町村だったが、今年の11月1日時点で80市町村と倍増した。産地にとっては、地元材のPRや都心部への販路拡大につながる魅力があり、今後も活用が広がりそうだ」ということでございます。

制度は、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」というもので、地球温暖化防止に貢献するのが目的と、港区内で延べ床面積5,000平方メートル以上の建物を建てる建築主に対し、区は一定量の国産木材を使うよう求めている。木は成長の過程で二酸化炭素を吸収、固定しており、区は木材の使用量に応じたCO₂固定量を認証し、認証書を発行する。建築主はこの認証書を建物入り口などに掲示することで、環境問題への積極的な姿勢をアピールできる。産地自治体は港区と協定を結び、区内の新築建物に使う協定木材の調達先となるということです。

港区は建物の新築件数が多いため、地元材の使用機会を増やしたり、新たな販路の開拓につながったりするメリットがある。協定に際し、伐採後の再植林や間伐に取り組むことを約束するため、各地の森林整備を進めるという効果もあるという云々でございますが、そういった形で、東京都港区とは、郡上市ともいろいろな意味で御縁がある地域でございますが、こういったちょっと、郡上与港区では遠いかなという感じはしますけども、この辺につきましては、当市は港区との交流の中でどんな取組を、このことについてはどんなふうなことを考えておられるかをお伺ひしたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。田代部長ですかね、よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、清水議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

今、簡単に、この「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」について御紹介いただいたところですけれども、もう少しだけ付け加えさせていただきますと、東京港区内の公共施設でありますとか、民間建築物等で港区と伐採後の再造林など、間伐など適切な森林整備を行う間伐材をはじめとした

国産材の活用促進に関する協定を締結した自治体から産出された木材でありますとか、また、建築主が最大限努力しても、こうした協定木材を調達できない場合においては、これとは別に林野庁が策定したガイドラインによりまして、合法性が証明された国産の木材を使用した建物に対して、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を港区が認証する制度というものでございます。

この制度でございますけれども、都市と地域が連携することによりまして、都市部において国産木材の利用を促進して、国内の林業の振興と二酸化炭素の吸収量の増大に寄与するものということで、非常に画期的で、また重要なモデルであるというふうに考えておるところでございます。

郡上市は平成21年10月に、港区が主催します第1回の「森と水ネットワーク会議」に全国6つの自治体とともに参加しまして、みなとモデルの活動に関与をしてきたということでございます。

その後、平成23年2月の協定締結に参加をしまして、今、御紹介がありましたけれども、この協定の自治体については、令和4年10月末現在で80自治体ということになっておりまして、岐阜県内におきましては、郡上市のほかにも高山、中津川、東白川村などとなっております。

登録事業者については359社、郡上の登録事業者については17社というような格好になっております。それでこれまで、この協定、市町村の木材を使用し認定を受けた港区の建物でございますが、令和4年9月現在で253件ということになっております。

それで郡上市でございますけれども、市の紹介パネルの展示でございますとか、木材製品の展示、また物産展等の出展などで周知を図っております。また、市内の製材加工木材製品を提供できる事業者と製品の登録の受付を行いながら、供給の仲介を行ってきたところでございます。

例を挙げますと、港区立のエコプラザ1階のショールームにおきまして、郡上市の杉材のサンプルを展示などしておりますし、また、郡上市として、この港区モデルの認定の実績はないんですけども、港区の公共施設であります、港パーク芝浦の1階壁面の装飾に、協定自治体の木材の一つとして、郡上市産材の杉材が扱われておるといような実績がございます。

それと現在、港区の公共施設に入居する予定のスーパーの商品棚に、郡上市産材を使用していただけようとお話を進めておるところでございます。

課題も幾つかはああるわけございまして、集成材等の特殊な木材加工が可能な工場を持たない郡上市のような地域にとっては、同じスタートラインに立つことができないために、郡上市の登録企業が積極的に参加しにくいという状況もございます。

また、郡上市は遠隔地でございますので、輸送等のコストの問題ということもあるということでございます。現在、市では川上から川下をつなぐマネジメントシステムの構築を進めておるところでございますけれども、その中で製材事業者が都市の設計事務所、建築事務所などをはじめとする事業者の求める製品を製造、提供できる環境を整える必要があるというふうに考えております。そのためにはハード整備でありますとか、また多地域連携も含めた案を検討中でございます。

これからもこうした施策を進めながら都市部の設計士さん、また建築の技術者の方が郡上市産材を使う意欲をどう醸成していくかということ、検討していきたいというふうに考えております。また、併せて現在も市内事業者で提供可能な積木でありますとか、また腰板などの木材製品について、引き続き働きかけを行っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(17 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 田代部長には細かくいろいろ詳細もしていただいておりますし、また方向づけも考えておっていただくということで安心しました。なかなかこういった遠隔地でありますし、なかなか運搬等も含めると、また向こうのニーズに合うものを確保するという事はなかなか大変だと思いますけれども、引き続き検討していくということで御理解をさせていただきたいと思ひます。この件につきましても、日置市長からも一つその取組につきましてもの見解をお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

今、田代農林水産部長が答弁をしたとおりでございます、郡上市はこの港区のこの取組について、当初からのいわばオリジナルメンバーでございます、32の自治体の一員ということで期待もしておりますが、残念ながら、その制度を活用しての利用事例がまだないというところでございます。

その原因はやはり港区というところでございますので、民間の建築物、最初から木構造で建てるというようなものは少なく、恐らく多くはやはり鉄骨とか鉄筋コンクリート造りで、内装材として、かなりいわば加工度の高い内装材をお使いになるケースが多いのではないかとこのように思ひます。

そういうことで、今、郡上市がこの協定の中で提供できますよというふうにして、いろいろと情報を提供している材は、必ずしもそういう需要にマッチしないという点があるのではないかとこのようにも思っております。

また、もちろん輸送コストの問題であるとかそういうこともあるかと思ひますが、いずれにしろ、せつかくこの制度であります港区の取組については、非常に敬意を表し、賛意を表しておるところでございますので、これからまた研究をして、少しでもこの制度の枠組みの中でも需要が出てくるような取組ができないかということについては、製材事業者の皆さん等とも相談をしてまいりたいというふうに思っております。

また、もともとこの制度は、そういう多くの山林を抱えた地域と、それから港区のような大都会

中の大都会というようなところと、いろんなそうした健全な森林等を整備するとか、森林に対する理解を深めるとかというようなことで、みんなで連携をしてやっていこうという趣旨だと思いますので、そのほかのことでも何かこうした大きな意味での趣旨に合致するような交流というようなものもできないかというふうには思っているところでございます。

今、コロナでなかなか思うようにいっておりませんが、港区の青山、赤坂の子どもたちが郡上へ来てくれるというような、そういう行事もこれまでもやってきておりますが、そういうようなものの中でも、また山、森林というようなものに対する理解、木材に対する理解というようなものを深めていただくような取組というものは、できるのではないかというふうに思っております。

いずれにしろ、この制度の趣旨に対していろんなことを考えていきたいというふうに思っております。

(17 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 市長さん、ありがとうございます。2つのテーマにつきまして、両部長、市長には真摯にお答えいただき、厚くお礼を申し上げたいと思います。特に港区につきましては、僕は勝手ながら港区の森が郡上のどこかの公有林の一部に、そんなものあっていいのかなというふうなことも思いながら、このテーマについては考えております。

いずれにしましても、明ける令和5年度は合併19年目になります、20年目という節目の中で、どうか日置市長としても、私たち郡上市民に、また新しい景色を、景色にこだわりますけど、新しい景色をどうか見せていただけるように、切にお願いしながら、私の一般質問を、ちょうど時間となりましたので終わらせていただきます。丁寧なる御答弁を頂きまして本当にありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定しております。

(午前10時11分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

◇ 長岡文男議員

○議長（田代はつ江） 2番 長岡文男議員の質問を許可いたします。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、よろしく願いいたします。

今回はスポーツコミッションについてと、それから通園バスの安全装置義務化について、この2点について質問を準備しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

先ほど清水議員のほうからもワールドカップの話がございましたけれども、このワールドカップ、本当に非常に人気がございます、日本決勝トーナメントの1回戦まで進んだわけなんですけれども、この時、深夜にもかかわらずこの時の視聴率というのが34.6%ということでした。全く真夜中の時間でしたけれども。

以前の日韓大会のときは、ちょうどゴールデンタイムに放送があったのですが、そのときは66%を超えておりましたので、深夜ですので半分ぐらいということでしたが、それにしましても夜中まで多くの皆さんがこうやって声援を送ったということは、本当にスポーツの人気というか、そういったサッカーの人気すごい高いということでございますし、スポーツはやっても楽しいし、そして見て応援することも楽しいと、そういうことではないかと思っておりますが、そういったことを踏まえまして、まず1つ目のスポーツコミッションについてということでスポーツコミッションの活動状況とその効果についてを質問をさせていただきます。

郡上市のスポーツコミッション、令和2年3月に郡上市スポーツコミッションということで設立がされております。もう2年半以上が経過しているところでございます。

スポーツコミッションは、スポーツ大会、イベント、合宿の誘致、そしてスポーツを通じた交流促進等による地域の活性化、そして市外からの誘客を目指す官民一体型の専門組織であります。地域におけるスポーツ振興、そしてスポーツツーリズムの推進のために市やスポーツ産業、観光産業、各種団体等が連携、協働して取り組みスポーツを通じた地域振興を目指す組織でございます。

設立時には、その役割はスポーツ大会や合宿などの誘致や運営の支援、利用者ニーズに対するワンストップ窓口機能、情報発信やPR活動であるとお聞きをしておりました。設立をされてからは、コロナ禍の中で思うようなそうした運営ができなかったかもしれませんが、私は昨年度、郡上市チャレンジウォークという各自のペースで実際に歩いた歩数を事務局にラインで連絡することで、仮想「東海道五十三次」それをどこまで早く行けるかという、そういった競技スタイルの事業に参加をさせていただきました。その参加をさせていただきました数か月間ですが、非常にその期間楽しく過ごすことができました。

途中経過もケーブルテレビ番組で取り組まれておまして、先頭の方の今の現在の位置、宿場町あるいは自分の位置や順位を確認できまして、こんな楽しい企画があるんだなというふうに、本当に感心をした次第でございます。

スポーツコミッションの運営は、少年スポーツ部門、それから障がいスポーツの部門、指導者部門、スポーツツーリズムの部門、この4つの部門に専門部会がございまして、担当により活動に取り組まれておるとお聞きをしております。

設立後、それぞれの部会の活動状況、どのようであり、目的である交流人口の拡大や地域経済の波及、スポーツ活動の活性化にどのような効果があったのか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えをさせていただきます。

郡上市スポーツコミッションは、スポーツを活用した地域の活性化とスポーツによる健康づくりを官民と連携協働して推し進めていく組織として、令和2年3月18日に設立いたしました。

特徴は、この2つの施策を同時に展開することで、地域のスポーツ環境を充実させることでございます。経済の活性化では全国規模のスポーツイベントや、合宿、大会誘致による交流人口の増大を目指してまいりました。

市民の健康づくりでは、スポーツ教室の開催、中学校の部活動からクラブ活動への移行調査、スポーツ施設の管理運営といった地域課題の解決に取り組んでまいりました。

これらをスポーツ協会総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、観光協会等と運営協議会を組織し、4つの専門部会を設けまして課題解決に努めてまいりました。

はじめに、地域の活性化を目指すスポーツツーリズムでは、主に吠高原スポーツ広場やまん真ん中広場を活用した2019ラグビーワールドカップ合宿誘致や、東京オリンピック・パラリンピック大会のホストタウン交流をはじめとした様々な取組を進めるなど、郡上市のスポーツ合宿としてのイメージアップや、スポーツ国際交流人口の拡大を努め、特にコロンビア共和国、マダガスカル共和国の両大使を迎えての女子ラグビーセブンズ大会の実施は、全国の強豪チームも参加し大きなPR効果となり、現在でも国外のチームによる郡上セブンズ大会が継続されております。

吠高原スポーツ広場では、全国ラグビー強豪校の合宿や少年サッカー大会の開催など、リピーターが定着してまいりました。また、まん真ん中広場はスポーツ庁後援の小学生ラグビー大会東海北陸大会が毎年11月から12月にかけて開催され、これは、元ラグビー日本代表選手が実行委員長を務める大会で、全国6ブロックで予選が開催されております。郡上大会では約1,000人規模の大会となっております。

また、両施設の令和3年度誘致実績は延べ100団体、利用者数1万2,339人、宿泊者数5,398人。令和4年度10月末現在は延べ137団体、利用者1万7,151人、宿泊者5,936人でございます。設立前の令和元年度の利用者数が1万635人、宿泊者数3,268人から6割近い増となっております。これに伴います事業実施の効果や成果に関しましては、宿泊や食事などの直接効果のほか、人的交流や観光などによる活性化などの波及効果があるものと考えております。

今後、郡上市総合スポーツセンター、大和総合センター合併記念公園などの施設を活用しながら、

また冬季のスポーツ大会なども含め、宿泊者数等を増やしてまいりたいと考えております。

次に、スポーツによる健康づくりでは、少年スポーツ部門、障がいスポーツ部門、指導者部門の取組について御説明をさせていただきます。

少年スポーツの推進、指導者の育成ではスポーツに取り組む児童生徒数の参加率向上と、全ての児童生徒に平等なスポーツができる環境の整備が主な活動となっております。

現在のスポーツに取り組む児童生徒数は約 60%前後を推移しております。これを 65%まで引上げることを目標に、スポーツの楽しさをもっと知ってもらう体験やイベントを開催しております。

少年スポーツ団体は、令和4年度当初で約3団体、1,808名、指導者が313名でございます。令和2年度から2団体減少いたしました。全体の人数は44名増加しております。団体の目的としては、青少年の健全育成と生涯を通じてスポーツ好きの育成を目指しております。

今年度は交流イベントとして8月10日に、トランポリン体験教室を行いまして、郡上市ゆかりの選手で、オリンピック5位入賞の宇山芽紅選手との交流で子どもたちにスポーツの魅力を発信いたしました。

10月10日の郡上元気スポーツフェスタ、11月13日の郡上スポーツフェスティバルでは親子体験スポーツとして開催し、一流スポーツ選手との交流、実技指導、キッチンカーの出店などスポーツを楽しむきっかけづくりに努めてまいりました。

また、市民参加で健康増進につながります新たなスポーツとして、東京2020大会の注目種目の一つであります「都市型スポーツ」と言われておりますスリーバيسリーバスケットボール大会や、パラリンピックで活躍の選手を招き、車椅子バスケットボール体験教室も同日実施しました。

これは、従来のスポーツの枠にとらわれない気軽さで、一人でもスポーツを楽しめることから今回実施することとして、効果として500人を超える市民の参加と、中学生スポーツボランティアの発足につながりました。

また12月3日、4日の総合スポーツセンターで行われました岐阜スーパースの公式戦では、地元高校生や中学生が準備から片付けまでを一緒に行い、市民一体となってプロバスケットボール大会を盛り上げました。

一方、文部科学省においては急激に進みます少子化の対応もあって、令和2年9月学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が示されました。内容は令和5年度から7年度の3年間を改革集中期間とし、休日の部活動から地域スポーツ活動へ移行するものであります。

市においても、令和8年度をめどに部活動を地域クラブへ移行していく取組を進めているところでございます。郡上市の地域部活動は、指導者、保護者、学校、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員等と協議しながら構築しているところでございます。

次年度からは、種目間での統合の連携等を確立していく予定でございますので、よろしくお願

いたします。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) どうも細部にわたりまして、いろいろ御説明いただきましてありがとうございます。それぞれの部門で非常に頑張ってやってみえるということが分かりました。

特に、大会等こういった施設ができる前は1万人程度から1万6,000人、1万7,000人というようなことで6割増というようなお話でございましたけれども、私はその中で市民がどのくらい増えているかというのが大きなポイントでもあるかなというふうに思っておりますし、専門的なプロの方をお招きして、いろいろ披露したりということは比較的事業としては簡単と言っては御無礼でありますけれども、やりやすいわけなんですけれども、やっぱりこの地元の方、そういった地域のスポーツをやられる方を集めるということは、参加をさせるということは非常に難しいことだと思いますので、そういったことも今後も積極的に取り組んでいただきたいなと思っております。

また、部活動の関係につきまして、まだまだこれから課題が多いことかと思っておりますので、それもまた地域の皆さん方のお話を聞きながら取り組んでいただきたいという思いを持っております。

次に、ワンストップ窓口機能と地域活性化への取組ということで、お聞きをしたいと思います。

9月に美並町で「MINAMI 若者サミット 2022」というものが開催をされました。私は若者ではありませんけれども、恥ずかしながらこれに参加をさせていただきました。もちろん私が一番年長でございましたし、この会は、郡上市市民協働センターが主催をされておまして、共に地域を支える仲間とつながるきっかけの場、共に語り合い課題を探り美並地域をどう作っていくか、そんなことを自由に話し合う場ということで設定がされておりました。

美並に住んでいる方だけではなくて、働いている方やかわりのある方が、これはもう3回ほど今年開かれておりますけれども、私が参加しましたときには20名ほどの方が集まられておりました。内容は、グループに分かれて自由に話をするわけなんですけれども、その中で、まん真ん中広場でのスポーツ大会時の話が出ておりました。

スポーツの試合等が行われるとき、選手や関係者は弁当や食事の手配に非常に苦慮されているというお話がありました。特に、遠方からの方は弁当の注文できる場所や近くのお店も分からず、またコンビニでは数が不足したりするということであるそうでもあります。お弁当の注文や食事場所の案内など、そうした案内を配慮していただけると非常にありがたいというふうに言われておりました。

ほかにも細々としたいろんな話が出ておりましたけれども、そこでスポーツコミッションの役割の中の一つには、ワンストップ窓口機能というのものもあるわけでございます。施設利用者の予約の際に、ぜひ弁当や食事の案内、ほかにもいろいろあろうかと思っておりますけれども、そうした利用者の

ニーズに、そういったことの要望に応えるそうした対応ができないかということをお伺いしたいと思います。

また、今、以前私の一般質問で提案しておりますが、そうした大会等の観戦をする場合の応援する楽しさを広げるための工夫として、一般市民への周知の方法として沿道へのメッセージサインボードの設置や観覧席の設置など、そうした事を含めまして、今後、地域を盛り上げるためのそうした課題に、どう取り組まれていくのか、併せましてお伺いをしたいと思います。

どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えさせていただきます。

ワンストップ窓口については、スポーツコミッションの懸案事項であり、コミッションが窓口になりお問い合わせの段階で合宿大会の開催地が決定すると、宿泊及び弁当の手配を受けることとしております。また、イベントの内容によりキッチンカーの手配や観光案内を実施しております。

吠高原スポーツ広場の利用につきましては、直接コミッションが受付を行います。まん真ん中広場、郡上市総合スポーツセンター、大和総合センターなどの施設については、市民の利用が多いことから各振興事務所や指定管理者が窓口を行いつつ、合宿等に関する問い合わせの場合はコミッションが引き継ぐ形で対応しております。

特に、まん真ん中広場については、一元管理を視野に入れサービス向上と周知の徹底が図れるよう、早急に手段を施していく方向で検討しております。また、当施設については、平日の夜間は定期利用団体の利用がほとんどですが、土日は大会等も増えてきております。弁当の手配やキッチンカーの出店やフォレストパークの合宿、子宝の湯、まん真ん中センターなど活用を検討しながら、地域の活性化につながるよう地域の皆様と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、宿泊については、施設の利用場所に合わせて合宿等の対応可能な宿を中心に案内しております。コロナ禍の心配もあって1件に1チームの希望などもあって、20人程度の分宿も増えております。今年度は市全体で137団体、5,936人が宿泊しております。

また、通常弁当の依頼については、あらかじめ施設の利用申請書に記載していただいております。受付する際に聞き取りをして注文がある場合は、その都度最寄りの配達可能な事業者へ発注をし、今年度は市全体で19件、979個の弁当の注文がございました。

また、近くの食事場所の問い合わせについては、ホームページにもリンクしておりますが、郡上市観光連盟のホームページ、観光スポット情報や高鷲観光協会の吠高原スポーツ広場周辺の観光情報などを案内しております。そのほか、交流会場や二次会の場所などについての問い合わせにも対応しております。

大会やイベントの周知につきましては、コミッションのホームページやチラシなどで周知を図っ

ております。

また、小中学生を対象としたイベントについては、学校を通じてお知らせをさせていただき、少年スポーツ団体にも直接周知をさせていただいております。なお、まん真ん中広場については、やはり観覧席等の課題もございます。そういった施設整備等の課題についても、今後研究を進めてまいりたいと考えております。

キッチンカーなどでイベントや地域を盛り上げるための工夫につきましては、大会の主催者側が直接キッチンカーを持ち込む場合や、お願いをされてキッチンカーを設置する場合もございます。なお、市が主催するスポーツ体験会やスポーツフェスティバル等のイベントについては、地元のキッチンカーの出店をお願いし、活性化に努めておるところでございます。

また、議員が参加されました「MINAMI 若者サミット 2022」の中で御提案があったと聞いておりますが、11月5日、6日と12月4日にまん真ん中広場で開催された少年ラグビー大会のヒーローズカップ東海北陸大会で、芝生広場にフリーマーケットを設け、地元美並の飲食業の皆さんがパンでありますとかたい焼き、スイーツなどの販売をして、参加されたチームなどに地元の魅力を知ってもらおう取組を行っていただけたと聞いております。

こうした取組につきましても、コミッションとしては地域や大会運営などと連携や提案などを今後行いまして、今後もスポーツ合宿や大会等を通じて地域交流や地域活性化につながるよう活動をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) どうもありがとうございました。

キッチンカー等のお話を、その事業者に聞きましたら、キッチンカー等のそういった連絡網みたいな組織があるそうでありますが、それが全部加入をしているかどうかちょっと分かりませんが、そういった形で事業者の方々も横の連絡を取るような工夫はして見えるわけですが、今もそれぞれが勝手というはおかしいですが、そういった組織がやっておる。

実際、スポーツコミッションが関わっているかというところでもないというところで、その辺はもう少し積極的に関わっていただいて利用しやすいような方法を考えていただきたいというのが一つございます。

それと、あといろんな要望が出ておりましたけれども、やっぱりスポーツをされる方、汚れたり、その日のうちにユニフォームを交換したりとかいうことがあるんで、やっぱり近くにはコインランドリーというか、そういった洗濯ができるようなそういったことも設置してほしいよという声もたくさんお聞きをしておりますので、そういったこともぜひ検討できたらというふうに思います。

先般も、私、まん真ん中広場を通ったときにサッカーの試合が行われておったんですけども、

そのとき、応援する方々がグラウンド周りの土手があるんですけれども、その土手の草の生えたところにシートを張って座って応援しておったり、その土手の上は道路なんですけど、道路に直接座って観戦をされている方が非常に多くいました。これは道路ですから非常に危険なわけです。私が通っていく道路のところに、もう観戦者が一日中座っておるわけです。土手ですから草も生えておりますし、虫もおりますし大変だと思います。雨も降ったらなかなかそこでは見ることも難しいんじゃないかなと思いますけれども。

そして、そこには既に植栽がされておりまして、そこに何かこれから検討するというにはちょっと考えにくいような状態でしたが、これ前回の質問でも研究をするというお話でしたので、以前と何も変わっておりませんので、本当に真剣に取り組んでいただければというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

先ほどの答弁の中でも、今、利用者が増えているというふうに言われておるわけです。今、増えているときに施策を講じなければいつ講じるんですか。植栽ができるそういう費用があるのなら、そちらの対策のほうに回していただければというふうに思っております。どうか今一度御検討をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

通園バスの安全装置設置義務化についてでございます。安全装置設置などの今後の対策についてということでございます。

令和3年7月29日、福岡県中間市の私立保育園の送迎バスの車内、5歳男児が取り残され熱中症死するという痛ましい事故がございました。

本年9月5日には、静岡県牧之原市の認定こども園送迎バスで、3歳女児がバスに置き去りにされ、これもまた熱中症死するという同じ事故が、再び起きたわけでございます。これはあってはならないことでありますし、車内が熱くなり脱水症状が進み意識が薄れていく、もうろうとしていく。そうした絶望感は言葉にすることはできないと思います。

死亡事故に至らなくても、こうした通園バスに園児らが置き去りにされる、そういった事案は各地で多数起こっておるということでございます。こうした事故の多くは運転手や同乗職員が車内の確認を怠っていたというヒューマンエラーが原因であります。

こうした悲劇を二度と繰り返さないよう、国は子どもの安全確保に万全を期すため、全ての通園バスにブザーやセンサーなどの安全装置設置の義務化を、来年4月から1年間の猶予期間もごさいますけれども実施をいたしまして、安全装置の設置については国・県等の9割以上の助成もあるようでございます。また送迎バスを運行する際の具体的な手順や点検すべき項目を盛り込んだ安全管理マニュアル、その作成の徹底が求められているところでございます。

そこで、市内の公立の保育園、幼稚園について安全装置の設置をいつまでに行われるのか、計画

であるのか。また、市として安全管理マニュアルは作成をされているのか、さらに民間の保育園、こども園の対策状況はどのようなかお伺いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきます。

通園バス、幼児送迎バスの安全装置設置義務化につきましては、昨年7月福岡県の保育園で送迎バスに置き去りにされた園児が死亡した事故、本年9月静岡県牧之原市の認定こども園でも同様に、送迎バスに置き去りにされた園児が死亡するという事故を受けて、国では送迎バスにおける子どもの置き去り事故を防止するため、令和5年4月からの保育所等の送迎バスへの安全装置の設置義務化に対する具体的な仕様について検討し、年内にガイドラインを作成することとしております。

現在のところ、押しボタン方式と自動検知方式の開発が進められていますが、押しボタン方式とは、運転手が車内に園児が残っていないかを確認後、車両後方の園児確認済みボタンを押して解除をします。解除がされない場合には車外に警報サイレンが発砲され、車内確認を促すこととなります。

自動検知方式は、カメラ等で車内を監視しエンジン停止後、園児が取り残されている場合には車外に警報を発砲し、周囲に園児の存在を知らせるものです。安全装置の設置等に必要な経費につきましては、国からの補助が予定されています。

現在、市内には私立の自園バス9台と公立園の自園バス6台、スクールバスとの併用13台、小中学生のみが利用するスクールバス21台があります。スクールバスには安全装置の設置が義務化されておきませんが、送迎用バス、スクールバスともに子どもの命を守る安全装置は必要なものであるということから、全ての送迎バス、スクールバスへの安全装置設置について、早急に予算計上し対応したいと考えております。

安全装置の設置期間は令和5年4月から令和6年3月までとされているため、国のガイドラインなどが明確になり次第、迅速適正に設置できるように努めてまいります。

次に、安全管理マニュアルにつきましては、国が策定した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」が示されました。

このマニュアルでは、毎日見落としがないかを確実に確認するためのチェックシートや、バス送迎の業務の流れに沿ったポイントが整理され、置き去り事故ゼロを目指す取組などが示されています。これを私立園、公立園へ周知するとともに、公立園においてはバス添乗職員だけでなく、運転手も車内の最終確認を行うダブルチェック体制を徹底するなどのマニュアル改正を行い、安全管理の体制を整えたところです。

私立保育園、認定こども園については、11月に市内全域・全園を対象にバス送迎に当たっての

安全管理に関する実地調査を実施し、バス乗車に関する安全管理マニュアル、乗車名簿、乗車記録などバスに関する書類や送迎の様子を確認しました。

国のマニュアルを参考にして園のマニュアルの見直しを行い、乗降者における園児の人数確認の徹底や、添乗職員だけでなくバス運転手とのダブルチェックをすることで、置き去り防止に努めている状況が確認できました。

しかし、園児のバス乗降において目視だけで確認している園もあったため、国のマニュアルにあるチェックシートを用いた確認を進めるなど、置き去り防止体制の強化をお願いいたしました。

今後は、市内保育園、幼稚園、認定こども園を対象に研修の機会を設け、安全管理の徹底などを図るとともに、保護者が安心して子どもを預けることができるように、園と連携を取って取り組んでいきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。ハード面につきましては、今後、安全装置の取付けがなされるということで、また補正などで出てくるのではないかと思いますけれども、ぜひよろしくお願いをしたいと思いますが、これ全国一斉ですので私がお話を聞いておるところでは、作成する業者の方がそこに集中してしまうので、なかなか物が手に入らないとか、順番が回ってこないというようなこともあるようですけれども、ぜひ早く取り組んでいただくようよろしくお願いをしたいと思っております。

そうしたことで、ハード面につきましては、まず一安心なんですけれども、こうしたハード面の対策を進めると同時に、ソフト面での対策は待ったなしであります。先ほども体制の構築を図りまして職員の研修等もというお話がございましたけれども、やっぱりこういったマニュアルは作るだけではなくて、実際に使ってみてそういった研修をやること、実践的な研修、マニュアルを見たり読んだりだけでなく、実際にそれを体を使って動いてみてやる、そういった実践的な研修をぜひやっていただいて、どうかこうした事故が二度とこの世の中で起こらないように、万全の体制で取り組んでいただきたいようにお願いをいたします。

本当に細部にわたりましていろいろ御答弁いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(田口昌彦) すみません、少し回答の中で不足している部分がありましたので。

今の安全装置設置につきましては、12月の追加補正予算として計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

それではここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

（午前11時03分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時15分）

◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（田代はつ江） 4番 田中義久議員の質問を許可いたします。

4番 田中義久議員。

○4番（田中義久） それでは、通告に沿って一般質問をいたします。

今回、3問用意しましたので、少し急いでお尋ねをし、また、簡潔にお答えを頂きたいと思えます。よろしくお願いいたします。

初めに、厳しさを増す一方の国際情勢の中で、今年に入って、特に、連続する北朝鮮のミサイル発射は大変深刻な事態だと思っております。もとより、国防あるいは外交、安全保障は国の中核的な所管の事務でありまして、内閣、省庁挙げて対処をされているところでございます。

しかし、過日、ある市民の方とお話をしていたときに、北朝鮮のミサイル発射に対して、郡上市ではどのような対応をされているんですかと、そういう質問を頂きました。

私、とっさに、郡上市にも国民保護計画というのがあって、それにのっとって市は対応されるというふうな形式的なお話をしたわけでありまして、この基となっております国民保護法、これは、正式には、平成16年に施行されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律であります。この中に、日本が武力攻撃を受けたときや大規模テロに襲われたときの市町村の役割が明記をされております。

市町村長は、防災行政無線等で住民に避難指示を伝達するとともに、消防等を指揮して住民の避難誘導を行うとされ、これらが市の所管となり、そのために、郡上市国民保護計画が策定されているわけでありまして、したがって、武力攻撃事態等の際の市民の避難、救援、被害の最小化、これの対応につきましては市の責務ということになると思えます。

今年に入ってから、北朝鮮が日本海方面にミサイルを発射することが多く、振り返りますと、3月に北海道渡島半島の西の我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下、10月4日には、日本上空を飛翔し、太平洋上へ落下したとされ、このときはJアラートが発令され、交通等に影響がありました。

11月に入ってから、2日には、1日で23発の発射があり、翌3日に、新潟県などでJアラート

が発令、さらに、18 日にも、またしても北海道渡島大島西の日本海E E Z内へ落下したミサイルがありました。このほかにもあります。12 月に入ってからもあります。

私は、議会の市議会の旬報を時々見させてもらっておりますけども、この 10 月号の中で、地方 6 団体、10 月 4 日付で、この北朝鮮の弾道ミサイル発射に対する嚴重な抗議が地方 6 団体、全国市長会、全国市議会議長会連盟の下に、北朝鮮に対して抗議されると、こういうことも現にあったということを承知しております。決して、武力攻撃や危機感を牽連し、あおるというつもりはありません。

さきに紹介した方のように、郡上の中でも不安に思ってみえる方がいるかというふうに思います。万が一、郡上市にミサイルの破片でも落下するようなことがあった場合、あるいは、隣接する近県で原子力発電所が被災するような事態、そうした場合に、この郡上市国民保護計画がしっかり作動するようにしておかなければならないと思います。

市長さん、一部自治体では、避難訓練や避難ルートの表示、そういう報道を見ました。市民への周知や頭上訓練も必要かもしれません。

そこで、私は、郡上市の秘書広報課あるいは総務課の担当の方とお話をして、特に、今年こういう事態が多いけれども、国民保護計画についてお知らせはされていますかとお尋ねをしたところ、広報紙とかチラシ、広報無線等ではしていませんと、こういうふうなお答えであります。

これも、ホームページで周知をされております。そういうことで、あまりあおり立てるようなことはよくないのかもしれないので、そういうことかもしれません。

つい先日、ホームページ確認しましたら、ミサイル落下時の行動につきまして、国・県の情報も入れて、記事が追加されておりました。

まず、この今回の対応はよかったと思います。来週には防災会議が予定されておまして、これに合わせて、郡上市の国民保護協議会も開催されるのではないかと思います。

国民保護計画では、平素から万全の体制を整備しておくことは必要と書いてあります。研修訓練や資材確保、場合によりましては、放射線測定器や安定ヨウ素剤、こうしたものの備蓄もその中には含まれてくるということでもあります。備えあれば憂いなし、協議会などを通じてしっかりした対応をお願いするところでございます。

なお、このミサイルに関し、市民の安全安心の確保について、国・県から何か事務連絡があるのかもしれない。そうした内容と、そして、市長さん御自身のこの問題に対する見解、今後の市の対応をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） ただいまお話がありましたように、今年は、北朝鮮からの日本海等へ向け

てのミサイルの発射ということが頻発をいたしました。そして、中には、日本列島を、上空を越えて、さらに海中へ着水するといひますか、着弾をするというようなケースもあって、非常に、私たちとしては、これは遺憾なことだというふうに思っております。

このミサイルの発射は、仮に北朝鮮からの発射ということになりますと、よく言われていますように、ほぼ 10 分以内ぐらいには日本列島に到達をするということが言われておりまして、恐らく発射をされたという情報を確知してから、いろんな国民の皆さんに気をつけてくださいよと言うまで、本当に時間がないということであり、また、それを、いろいろ注意を呼びかけても、どんなふうに、具体的に呼びかけていいのかということについても、非常に悩ましい問題であるというふうに思っております。

そういうことで、私ども郡上市の国民保護計画にも、例えば、ミサイル発射時の注意事項というようなことは書かれておりますし、また、それがホームページで、私も見ましたが、郡上市のホームページの「いざというときに」という項目の中に「防災」という項目があって、そこの中の幾つかの項目の一つとして、今のミサイル発射時の注意事項というのが詳細にといひますか、書かれております。

これは、いつ何どき、そういうことが起こるか分かりませんので、全国瞬時警戒システム、俗に言う Jアラートというものが発令されたときには、市の防災無線等を通じて直ちに市民に知らされることになっておりますが、野外にいるとき、あるいは屋内にいるときとか、あるいは、野外にいるときも、何らかの避難できる建物等がない場合どうするかといったようなこと、あるいは、どこかで着弾をしたということになると絶対触ってはいけませんとか、そういう注意事項であります、これが、市のホームページの防災の項目に書いてはございました。

今回、何らかの通知等があったかということでもありますけれども、10 月の 6 日付で、県の危機管理担当課長から私どもの市町村の国民保護担当課長宛て、課長から課長宛てという文書で、いま一度、住民の皆さんに注意事項を周知してくださいと、こういう通知が来ました。

担当のほうとしては、周知することは、同じ内容でもあるし、既にホームページに掲載をしているので、特段のアクションを起こさなくてもいいだろうというふうに判断をしたようでございまして、その節には、特に、改めて、まだホームページでということにはしなかったというふうに私は報告を受けました。

しかし、ホームページに記載してあるということは、たくさんある掲示物の一つに貼ってあるということでもありますので、こういう状況に応じて、重ねて注意を呼びかけるということはやっぱり必要じゃないかということで、この前、担当課に指示をして、遅くなったけども、要するに、市のホームページの、いわゆる総合、一番開いたところ、すぐのところ、新着情報というところがありますが、あそこに、やっぱり改めて、内容は同じでもいいから、こういうときは重ねて、やはり市

民の皆さんに注意を促そうじゃないかと、こういうふうにして、この前、そういうふうにしたわけでありませう。

また、ホームページだけでなしに、やはり高齢者の方々は一々ホームページを見るなんてこともないでしょうから、防災無線であったり、あるいはケーブルテレビであったりということで、やはりこういうことは折に触れて皆さんに周知をする必要があるというふうに考えておりますので、今後、そうした面は取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。

やはり時期が来たから国民保護協議会を開くと、こういうことではなくて、事態によりましては、やはり、より早く察知してそれに対応すると、何よりも市民の皆さんにお伝えしていくと、こういうことが大事だと思います。市長さんの御指示でそういう対応されてよかったと思います。ぜひ、備品のほうも確認をしていただくといいと思います。

それから、同じように、子どもさん、児童生徒の安全確保という意味で教育長さん、教育委員会サイドとしての動きがあるかどうか教えていただきたいと思ひます。

○議長(田代はつ江) 熊田教育長。

○教育長(熊田一泰) ミサイル等の危機から児童生徒を守るためには、平成30年2月に、文科省から、学校の危機管理マニュアル作成の手引(改訂案)が示されました。

その手引の第3章個別の危機管理の中に、新たな危機事象への対応として3つの新たな危機の対応が記されておまして、その1番目に、弾道ミサイル発射に係る対応についてがあり、ミサイル発射情報を受けた避難行動の流れなどが具体的に記載されています。

その内容は、多岐にわたるわけですが、例を挙げれば、行動の基本は姿勢を低くし頭部を守ること、それから、屋外にいる場合は、近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守ること、可能であれば、頑丈な建物が望ましい。近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば、窓のない部屋に移動する、床に伏せて頭部を守るなどであり、不審なものを発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁等に連絡するという注意事項もされています。

このような内容が、学校にいる場合、校外活動中の場合、登下校中の場合、児童生徒が自宅等にいる場合などについて述べられており、臨時休校や授業の開始時間の判断等の項目もございます。

郡上市教育委員会では、平成29年9月に、児童生徒が家庭にいる時間帯でのJアラート発令と児童生徒が学校にいる時間帯でのJアラート発令の安全確保等の基本的な対応について、保護者と学校に対してそれぞれ通知をいたしました。

平成 30 年には、前述の学校危機管理マニュアル作成の手引（改訂案）を受けまして、再度また通知をさせていただきました。

学校においては、それを受けて、定期的に命を守る訓練を実施しているわけですが、この中には、従来の災害等に加えて、不審者への対応やミサイルを含む新たな危機情報等から命を守る訓練が含まれています。

11 月に、今年度の J アラート発令時の避難訓練の実施状況を調査いたしましたところ、小中学校 28 校中、J アラート発令時に特化した訓練を、指導をした学校が 7 校、命を守る訓練時に合わせて指導した学校は 20 校、具体的な指導はこれからという学校が 1 校でございました。その 1 校については、12 月中に指導する計画だそうでございます。

また、各学校が作成する危機管理マニュアルの中に、弾道ミサイル発射に関わる対応マニュアルが位置づいている学校が 20 校、そうでない学校が 8 校ございましたので、8 校には各学校の危機管理マニュアルの中にも弾道ミサイル発射に関わる対応を具体的に位置づけるよう指導しております。

郡上市教育委員会は、児童生徒の命と人権を守ることを最重要課題としておりまして、様々な災害や危機から児童生徒の命を守ることを、たとえ先生のいないところでも、自ら命を守る行動ができることを目指しております。

学校においては、従来からある 1 単位時間を使った、大がかりな命を守る訓練のほか、朝の会や授業の始まり、休み時間中などの数分間を使って命を守る意識を高めるシェイクアウト訓練というのを行う学校が増えてきています。

弾道ミサイル発射に対応する場合、ひとところに集める訓練は、考え方によっては危険度を高める場合もあり、短時間で各個人の対応力を高めるシェイクアウト訓練の工夫をしていきたいと考えています。

これまでの例から、弾道ミサイル発射は深夜や早朝に行われることも多く、今後、保護者への周知にも今以上に力を入れて、各家庭においても弾道ミサイル等についての防災意識を高めていきたいと考えています。

（4 番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4 番（田中義久） ありがとうございます。大変詳細に具体的に、そして、しかも、大変やっていただいておりますということで心強く思いました。

やはり安心安全、守るための危機管理は、やはり先んじて手を打っておくと。そして、起きたときには、しっかりその対応が冷静に進んでいくと、そういうことが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと、やはり時間が過ぎておりますので、順番、すいません、変えさせていただきます。3番目に入れておりましたユネスコ無形文化遺産関係を先にやらせていただきたいと思います。

11月30日に、モロッコで開催されました、このユネスコの政府間委員会で、郡上市の郡上おどり、寒水の掛踊が24都県、41件の民俗芸能風流踊として登録決定されました。大変うれしいニュースであり、歴史に刻まれるこの出来事であったろうというふうを受け止めております。

決定の瞬間には、岐阜県知事、古田知事さん、日置市長さんはじめ、県も国も教育関係、また、本体のこの保存会の皆さん、それから商工観光、あるいは、市民の広く皆さんが共に祝福し喜びを分かち合ったところであります。

登録決定の瞬間に、こうしたすばらしい場、イベント、このものをつくっていただきまして、感動を味わうことができ、また、絵として発信し、記憶に残すことができたこと、本当に、市長さん、ありがとうございました。大いに全国へ、世界へ、この情報は発信されまして、郡上市のPR効果があったというふうに思います。

世界、この無形文化遺産につきましては、530件あるそうですけれども、我が国では、歌舞伎あるいは能楽、あるいは和食、和紙、22件あるということで、登録数は中国に次いで2番目に多いということのようであります。

文化庁が令和2年3月11日に報道を発表した資料では、この日にユネスコへ提案することを決定し、同年3月に提案されたそうです。提案の添付資料には、郡上おどりがこの代表事例として写真とともに掲載をされておりました、私の取り方としては、全国41件あったわけですけども、郡上市の位置がある程度上位に認識されているのではないかと、これは身びいきでありますけれども、そういう受け取り方をしました。

さて、そこで、この無形文化遺産登録を受けて、来年度に何か記念事業を打ち出すことはできないかと、こう思うわけであります。

かつて八幡町時代に、名水百選に認定された昭和60年、全国水環境保全市町村シンポジウム、これを八幡町側から主唱し、提案し、これが実現しました。全国から来られたのは当然ですし、環境庁の、たしか水質保全局長が来られて、その100の認定市町村の方に八幡町で認定状を交付すると。そして、記念のシンポジウムが、まさに全国区で、いつもテレビで見るとような方々のシンポジウムが、この田舎の郡上八幡で行われたと、こういうことあります。

まさに、そういうことを通じて、八幡町が水のまちづくり、そういうものを立ち上げてゆき、大きな発展の契機となったわけあります。郡上おどり400年祭というイベントもありました。市内の7つの町村におかれても、それぞれの特徴を生かした、こうしたイベントを取り組まれてきたところではありますが、私は、今回の世界ユネスコ、この無形文化遺産登録を真正面から受け止めて、エポックメイキングといいますか、つまり世界に発信する新たなステージ、これを確立していく戦

略を持つことが必要だというふうに思います。

市長さん、例えば全国風流踊大会、そういうものを郡上市が主唱して、当地で、郡上で開催をして、そして、盆踊り、念仏踊り、太鼓踊り、様々な風流踊の無形文化遺産登録の意義をそれぞれが発表し確認し合い、シンポジウムも行い、そして、ユネスコや国が期待するこの全国的な伝統芸能の振興に資する取組を郡上市から発信していくと、そういう取組を行うことはできないものでしょうか。

また、これとは別に、市内におきましては、やはり担い手をしっかり育成していく日頃の地道な取組は大事でありますから、当然、白鳥踊りも拝殿踊りも様々な各地の踊りを含めまして、しっかりと、これを地域の中で保存と継承のために取り組んでいくと、こういう外側と内側と両面にらみだというふうに思いますけれども、新型コロナワクチンの行く末の心配もある中ではありますけれども、今回のこの登録というものを大きく捉えて、また飛躍の一つの契機にできないかと、こういうふうに思う次第であります。ぜひ、お願いをしたいと思います。市長さん、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えします。

今回のユネスコの無形文化遺産への郡上おどりと寒水の掛踊登録決定、本当にありがたいことであり、嬉しいことでございます。これを契機に、対内的あるいは対外的にもアピールをすることを一つの戦略として考えたかどうかと、こういう御提言でございますが、私どもも、今回のこのうれしいことを、ただ喜んでいるだけでなしに、将来へ向けてのいろいろと2つの踊りの振興発展はもとより、こうしたものをてことしながら、郡上市を元気にしていくということを考えていかなければいけないというふうに思っております。

したがって、まだ具体的な内容は流動的でございますけれども、これから考えていきたいと思っておりますが、ぜひ新年度に、この2つの踊りがユネスコの無形文化遺産になったことを契機として、まず、一つは、対内的に郡上市の市民とともに喜び、そしてまた、これを永続的に振興発展させていく、あるいは、地域づくりに生かすということの契機になるような、何らかの目星をしたいというふうに思っております。

それから、もう一つは、確かに全国へ向けての発信とか、あるいは、全国の今回41件、そういう風流踊というものが無形文化遺産に登録をされたわけですから、何らかの形で手を携えて、この風流踊というものの振興発展に資する、あるいは、その理解を深めてもらうためのものをしていく必要はあるということは思っております。

実は、この無形文化遺産に登録を推進していくために、全国民族芸能「風流」保存・振興連合会と、こういう形で関係自治体がそういう連合会を結成して、今まで運動もしてまいりました。この

連合会の会長は、香川県にあるまんのう町という、綾子踊という踊りを擁している町でございますが、こうした、この全国組織と申しますか、風流踊の組織ともよく相談をしながらと思っておりますが、一つの考え方としては、令和6年度に、岐阜県で第39回国民文化祭というのがございまして、あるいは、第24回全国障害者芸術文化祭という、この2つの全国の皆さんにもおいでを頂く催しがございまして、この催しの際に、全国の風流踊を抱えている保存団体、自治体の皆様の中で、岐阜県に来てそうしたものを披露してもいいよと、参加してもいいよと言っていただけるような方々を、ところにおいでを頂いて、お呼びをして、やはりそうした風流踊という一つの民族芸能を全国に発信をしていくという機会が持てないかということを検討してまいりたいというふうに思っております。

そのほか、今回のこの登録に際して、先ほどもお話がありましたが、何よりも大事なのは担い手の育成ということでございます。あるいは、こうしたことをてこに、国内外の観光客の誘致というようなものにも生かしていくということが必要だと思いますが、そのためには、また受入体制というものの整備も必要だと思いますので、そうした諸々の点を考えて、今回の大変ありがたい、この無形文化遺産登録というものを生かしていきたいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。

ぜひ、旬なうちに、そして、日本三大盆踊りとか行っていただいて、大きなブランドになってきたこの郡上の踊りを、ぜひ、もう一段上げていくと。そして、後継者の保存育成もしっかりやっていくと、そういうふうには受け止めましたけど、何かのついでとかでなしに、できれば、それを打ち立てていくと、そんなような取組があるといいなというふうには思いますが、ひとつ御検討いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、すみません、2つ目に予定をしておりましたクリーンセンターの関係ですけれども、実は、先般、10月末に、私の所属する産業建設常任委員会、奈良県の葛城市のクリーンセンター視察をさせていただきました。人口規模が近いわけでありまして。郡上市もクリーンセンターの更新の時期が迫ってきておりまして、新しい施設はどうか、先端技術はどうかと、あるいは、その課題、対策そういうものを現地でいろいろと学ばせていただいたわけでありまして。

クリーンセンターの建替えというものは巨費を投ずる一大事業であります。これから慎重な調査研究が始まっていくと思っておりますが、このため、新センターの仕様、規模、そういうものは今後に託すということではありますが、今日は、プラスチック製容器包装が、郡上市では、令和2年4月から燃えるごみとして扱われております。これ、ちょうど、うちの冷蔵庫に貼っているごみ収集カレンダーですけど、ここの真ん中辺りにプラスチック製容器包装は燃えるごみとして出してくださいと、

こう書いてあるんですね。

それまでは、結構細かく分けまして、一生懸命、女性の会の皆さんがいろんなところでボランティアで周知していただいたり、取り組んでおったものがこういうふうになったわけでありませけれども。国の容器包装リサイクル法、これ、細かくは申し上げませんが、その中で、平成12年にはプラスチック製、この容器包装を含む完全施行と、こういう形の中で、郡上市でもこの取組を進めてきておったわけでありませ。しかし、大きな転換であったのではないかと思います。

この2年間のところを再評価といいますか、それを改めて点検しながら、次のクリーンセンター造りに進めなくてはいけないのではないかと、こういうふうな自分の問題意識であります。

一般廃棄物の処理基本計画を見ますと、今年の改訂版においては、その中に、実に、いわばリサイクル率が23.8%から、現在17%くらいまで落ちてると。それを、せめて20%まで上げていきますよと、そういう計画があつて、しかも、製品のプラスチックについての資源化を検討しますと書いてあるんですね。ということは、再度プラスチック分別をするのかなというふうにして、それから自分は感じたわけでありませけれども、こういうプラ分別をしないのは、今の臨時的な措置か恒常的な措置なのか、また、これまで、私、仄聞した中では、それが助燃剤として、炉の中でより燃えると、そういうことの効果もあるんではないかと説明を聞いたことがありますけれども、果たして、それは量を燃やすものと助燃剤としての効果というのがしっかりデータとして分析されているのかどうかと。そして、それが今度のクリーンセンター建設に活かされていくか。炉の大きさ何トンにしますかというときに、結構大きな影響を持つ基本的な問題、それから、市民の皆さんにとっては手間をかけていただく大変な問題ですね、一件一件においては。そういうこともあります。

ここらへんにつきまして、ちょっと前後して申し訳なかつたんですけども、クリーンセンターのこれからの建替えに係るタイムスケジュールも含めて、部長から御説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） お答えをいたします。

まず、郡上市ホームページで掲載をしておりますごみの正しい出し方におきまして、田中議員御指摘の容器包装プラスチックの取扱いが古い情報のままとなつておりました。市民の皆様には大変御迷惑をおかけしましたこと、おわび申し上げます。

現在、日本語表記につきましては訂正を行ひまして、外国語表記につきましては修正中でありませるので、よろしくお願ひします。申し訳ございませんでした。

さて、プラスチックに関しては様々な問題や課題があると理解しております。国では、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内に

おけるプラスチックごみの資源循環を一層促進する需要が高まったことから、令和3年度に、プラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律が公布され、令和4年4月1日から施行されました。

郡上市においても、長良川最上流の市として、河川や海洋の環境汚染に関わる問題に積極的に取り組むべく、郡上市プラスチックごみゼロ宣言をはじめ様々な施策を講じる必要があると考えております。

プラスチックに関わる資源循環の促進に関する法律では、市の役割として、プラスチックごみの分別収集や再商品化などが努力義務となっております。

御質問のプラスチックの助燃剤としての効果につきましては、郡上市では、令和2年度から、プラスチック製容器包装を可燃ごみとして扱うようになっております。これは、中国の使用済みプラスチック類の完全輸入禁止措置や高齢者や転入者から、ごみの分別方法が細か過ぎて分からない等の意見が多数寄せられたこと、また、プラスチックは石油を原料としていることから、可燃ごみとすることで助燃効果が見込まれるなど勘案しまして、総合的に判断されたものでございます。

助燃効果についての検証といたしましては、プラスチック容器包装を可燃ごみとする前の年、令和元年度のプラスチック製容器包装ごみの処理量 74 トンで計算をいたします。乾燥した状態でのプラスチック容器包装の発熱量は1キログラム当たり 8,650 キロカロリーで、灯油1リットルの発熱量 8,718 キロカロリーとほぼ同じ発熱量があるとされています。

令和元年のプラスチック製容器包装処理量の 74 トン、7万 4,000 キログラムを燃やすことで得られる発熱量は6億 4,010 万キロカロリー、これを灯油1リットル当たりの発熱量 8,718 キロカロリーで割ると、計算上では7万 3,423 リットル、タンクローリー4.6 台分の灯油が削減されたこととなります。

しかし、プラスチックの容器包装を可燃ごみとして取り扱うようになってから2年しか実績がないことや、燃焼効率については、例えば、降雨等により収集したごみが多くの水分を含むことで燃えにくくなるなど、他の要因に大きく影響を受けることから、除燃剤としての効果については正確に把握することが困難でございます。

次に、プラごみを分別しないのは臨時的か恒常的な措置か、また、今後のプラ分別を再開するときのリサイクル業者が見込めるかにつきましては、令和4年度から施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、令和7年度に施行された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で、分別収集、リサイクルが進められてきたプラスチック製容器包装に加え、プラスチック製使用製品廃棄物、製品プラについても併せて分別収集、リサイクルを促進することとされました。

製品プラの分別収集及びリサイクルの方法については、2つの方法がございます。その一つは、

日本容器包装リサイクル協会に託してリサイクルを行う方法、もう一つは、市が再商品化を実施したと連携して計画を作成し、国の承認を受けてリサイクルを行う方法でございます。

1つ目を選択した場合には、財団法人日本容器包装リサイクル協会の受入れは、プラスチック製容器包装と製品プラが混じって圧縮されていることが前提であることから、こちらを選択するとプラスチック製容器包装の分別収集を再開する必要があります。

それから、2つ目を選択した場合には、市と再商品化事業者が連携して計画を策定し、大臣の承認を受けることが必要となります。

こうした取組をしましても、こういったことに取り組む営業活動に訪れる業者も数少ないながらありまして、今後増加するものと考えております。

いずれにいたしましても、分別収集を実施するには、収集運搬や回収後の選別等に費用が必要となるほか、製品プラをリサイクルするためには、収集したものを破砕する機械等の設備投資も必要でございます。これまでの経験を勘案しつつ他市の動向を注視し、郡上クリーンセンターの建設計画に合わせて、郡上市にとって最善の方法を選択したいと考えております。

脱炭素郡上の実現に向けて、プラスチックごみの分別収集、リサイクルは取り組むべきと考えておりますが、その方法や方針が決まり次第、皆さんにお知らせして円滑に推進できるようにしたいと考えております。

また、リサイクルに関してでございますが、議員御指摘のとおり、10年間で6.7ポイント、リサイクル率が減少しております。これは、市内各所に民間事業者による資源ごみの無料回収所が設置され、市民がいつでも資源ごみを捨てられる環境となったことが考えられます。市民事業者の無料回収所で回収された資源ごみは、純粹に市内で発生したものか検証できないほか、回収後の処理方法の実態も確認できないことから、リサイクル率に反映できないのが現状でございます。

しかし、今の一般廃棄物の基本計画に基づき、分別強化の施策を講じることによりまして20.2%目標としておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、郡上クリーンセンターのスケジュールでございますが、令和4年度と5年度で、2か年で現在進めております施設基本計画と生活環境影響調査を実施してまいります。

施設基本計画では、敷地造成に当たりますボーリング調査であるとか詳細設計、また、調整池の容量などを計算してまいります。

また、プラント計画といたしましては、検討した機器設備の基本条件を基に、同規模のプラント施工実績のあるメーカーを選定しまして、総合評価方式による発注へ向けた提案書の作成を依頼する予定でございます。これを生活環境影響調査の予測調査に照らし合わせまして、問題がないように最終案をつくっていくこととなります。

令和6年度には選考委員会を設置し、委託するプラントメーカーを決定することとなります。令

和7年度には、受注したプラントメーカーが詳細設計を行います。また、同年度に、敷地造成工事を地元業者に発注することを考えております。

令和8年度から10年度にプラント建設を実施いたしまして、令和11年度から供用を開始したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。すいません。

○議長（田代はつ江） はい。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 申し訳ございません。発言の中で平成7年度を令和7年度と発言をいたしましたので訂正をさせていただきます。すみません、プラスチックごみを分別しないのは臨時的か恒常的な措置か、また、今後、プラ分別を再開するときにリサイクル業者は見込めるかの回答のところ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律を令和7年度施行というふうに発言をしておりましたが、平成7年度の間違いでございましたので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

（4番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4番（田中義久） 大変詳細な御答弁ありがとうございました。

今、お話を聞いたことを基に、私たちもしっかり研究して、建替えへ向けて、よりいい結果を出せるように取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時57分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◇ 田代まさよ 議員

○議長（田代はつ江） 3番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

3番 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 3番、田代まさよです。議長より発言のお許しを頂きましたので、失礼いたします。

新型コロナの感染者が次第に増え、第8波が訪れています。しかし、より一層の感染対策を行っていただきたいと思っております。また、郡上おどり、寒水の掛踊が風流踊の部でユネスコ無形文化遺産の登録がされました。本当におめでとうございます。市を挙げての伝統文化として守り、後世につなげていけるようにしていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は、大項目で2つの質問をお願いします。

最初に、口腔ケアの取組についてお尋ねをいたします。

今年6月22日に、政策立案を進める会において、県北西部地域医療センター国保和良歯科診療所所長、南温先生に講演を頂いたところです。貴重な講演を頂きましてありがとうございました。

ここでは、2つの項目で質問をさせていただきます。

1つ目に、高齢者における口腔ケアの取組についてです。健康高齢者の口腔ケアにおいては、厚生労働省の報告では、「自分の歯や口、体の健康に関心を持ち生活習慣を整えることは、健康高齢者への近道です。歯ブラシなどの道具を使った器質的口腔ケアだけでなく、歯や舌の体操、唾液腺のマッサージなど、機能的口腔ケアも大切です」とあります。しかも、南先生も講演されましたように、2040年問題を考えなければなりません。そして、2040年問題の前に、2025年問題があります。2025年はすぐにやってきます。

2025年問題とは、1947年から1949年の第一次ベビーブームに生まれた団塊の世代の全員、おおよそ800万人が75歳以上になる年です。2025年には、後期高齢者の人口が約2,180万人に達し、日本は超高齢化社会を迎えると言われていています。高齢者の増加と労働者の人口減少によって、様々な業界での人材不足や医療分野の環境整備の問題、医療費の増加、そして、現役世代が負担する社会保険費の増加が生まれると指摘されている問題です。

さらに、2040年問題とは、第二次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代、65歳から70歳を迎え、2025年よりもさらに高齢化が進むことで起きる問題のことです。

2040年には、国民4人に1人が75歳以上になり、高齢者1人を1.5人の現役世代が支えなければならないと指摘されているほか、介護業界では、より多くの高齢者を受け入れるための環境整備が課題となっています。

そこで、いかに自分自身を守るためにも、要介護高齢者のためにも、口腔ケアが大切になってくるのではないのでしょうか。口腔ケアの目的は、口の中を清潔にするだけでなく、歯や口の中の疾患を予防し口腔機能を維持することにあります。口腔内細菌と内科疾患との関連性、そしゃくの機能と老化、認知症との関連など、口腔環境が高齢者自身の健康と密接に関係していることが、近年明らかとなってきました。

要介護高齢者は、健康な人にとっては、病原体と言えないような細菌によって、日和見感染症、感染心内膜炎や誤嚥性肺炎に陥ることがありますが、口腔ケアを行えば、これらの疾患を予防できることが分かってきました。

口腔ケアは歯や歯茎のためだけでなく、生活援助に加えて、全身疾患の予防など、生命の維持・増進に直結したケアです。また、口腔ケアは認知症予防になるとされています。このことは、8020

運動にもつながります。

8020 運動とは、80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とうという運動です。歯がほとんどなく入れ歯を使用していない人は、20 本以上残っている人に比べ 1.9 倍、あまりかめていない人は、何でもよくかめる人に比べて 1.5 倍認知症になる確率が高くなるというデータがあります。

さらに、口は食べ物の入り口だけでなく、細菌やウイルスの入り口にもなります。ある介護施設での高齢者を対象に、歯科医師や歯科衛生士が専門的な口腔ケア、口腔清掃や清掃の指導を実施したところ、通常の口腔清掃だけをしていた施設に比べ、予防接種の有無にかかわらず、インフルエンザの発症が 10 分の 1 に抑えられたという報告があるそうです。このように、口腔ケアは今まさに重要な対策の一つと考えます。

この先、生産人口が減少していく中で、自分でケアをすることができ、少しでもつらい介護をしなくても済むようになるのであれば、ぜひとも積極的に取り入れていただきたいと思います。

市では、介護施設や要介護高齢者にどのような口腔ケアをされていますか。そして、改めて急増とされる介護高齢者のために、認知症予防ともなる口腔ケアの大切さをどのように周知・啓発をされていますか。さらに、器質的口腔ケアや機能的口腔ケアなどの口腔ケアを市民全員に取り入れていただけませんか。風邪やインフルエンザの予防のためにも口腔ケアを進めてみえるのでしょうか。担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

口腔機能は、かみ砕く、飲み込む、吐き出す、唾液の分泌、言葉を発する、感情を表すなど、食事やコミュニケーションに関わる重要な役割を果たします。口腔機能が低下すると、食事から十分な栄養が摂取しにくくなり、体力や免疫力の低下、感染症や病気などにもかかりやすくなります。

また、食事や会話に支障が出るようになると、人との付き合いもおっくうになり、身体的にも精神的にも不活発な状態になり、体力とともに認知機能も衰え、寝たきりや認知症の原因になると言われています。そのため、口腔機能は高齢者の健康維持において非常に重要であるとされております。

御質問いただきました介護施設や養介護高齢者に対する口腔ケアの実施状況についてですが、要支援・要介護高齢者が利用されている通所サービスや施設サービスでは、食前には嚥下体操や口腔体操などを行い、食後には歯磨きや義歯の手入れなどを行っています。このことで、利用者の口腔機能を維持・向上し、誤嚥性肺炎の予防などを行っています。

また、施設においては、協力医療機関により訪問診療が行われる体制があり、在宅においては、郡上市歯科医師会で、寝たきり状態やお一人で歯科医院に行くのが困難な方に対して訪問歯科診療

についての相談を行っています。訪問歯科診療に対応している市内の歯科診療所は6か所あります。

次に、口腔ケアに関して、市民への働きかけをどのように行っているかという点について申し上げます。

市では、75歳以上の方を対象に、さわやか口腔健診を実施しています。さわやか口腔健診では、歯の状態を確認する以外に口腔機能検査も実施することができます。しかしながら、令和3年度の受診者は125名で、受診率は1.5%となっており、もっと多くの方に受診していただきたいと考えております。

こうしたことから、令和4年度からは実施期間の延長、郡上ケーブルテレビや広報紙での周知強化、医療保険料の通知などの機会を捉えて、全ての対象者にチラシを送付するなど、受診率の向上を目指した取組を行っているところです。

現状では、令和4年10月末現在で約120名の方が受診され、受診のペースとしては昨年度より増加している状況にあります。また、40、50、60、70歳の方を対象とした歯周病検診も実施しています。毎年3月頃に各世帯に配布する健康審査等受診希望調査票で申し込むことが可能で、問診及び歯・歯周組織の口腔内検査を実施しています。令和3年度の受診者は95名で、対象者における受診率は4.5%となっております。こちらもあまり多くの方が受診していただけていない状況です。さらなる啓発が必要と考えています。

そのほか介護予防教室では、歯科衛生士による口腔ケアの健康教育を実施しており、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業では、市内のサロン等に歯科衛生士が出向き、口腔ケアに関する健康教育を実施しています。令和3年度の実施状況は、計21回、参加延べ人数は175名でした。こうした口腔ケアの啓発は、インフルエンザなど感染症の予防にも役立っていると考えています。

以上、述べましたとおり、壮年期からの歯周病検診、集団健康教育、後期高齢者の口腔健診など、歯科保険事業を市として実施しておりますし、高齢期以外においても、例えば乳幼児期、小中学校期の歯科健診や健康教育なども含めると、様々な年代層に対して口腔ケアの啓発を行っているところです。

また、それぞれのメニューの中で、口腔内を清潔に保つための器質的口腔ケアと口腔機能の維持のためのトレーニングを中心とした機能的口腔ケアの要素を場面に応じて効果的に取り入れています。

しかしながら、特に壮年期から高齢期にかけては、なかなか大勢の方にその機会を得ていただくといったことにはつながっていない状況です。市民の皆さんには、ぜひ、御自身の口腔について治療の対象としてのみ考えるのではなく、予防の観点から捉え直していただきたいと思っております。

市としましては、今後、さらに市民の方への啓発を強化することで、一人でも多くの方が適切な

口腔ケアの習慣化や定期的な健診受診につながるよう努めていきたいと思っております。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御丁寧な答弁、ありがとうございました。

さわやか口腔健診が1.5%とか、成年の健診も4.5%という本当に低い率なので、より周知していただきまして、もっと多くの方が健診をしていただけるようによろしくお願いを申し上げます。

それでは、2つ目の質問です。コロナ禍における児童生徒の口腔ケアの取組について伺います。

コロナ禍となり、マスクをつけ始めて2年半以上になります。学校に通う児童生徒の中には、小学校や中学校に入学してからずっとマスクの生活をしているのではないかと思います。今は随分と緩和されたようですが、まだまだマスクをしている子がほとんどです。

このマスクで子どもたちの口が見えないために見逃していることがあります。それがお口ぼかんです。学術用語で口唇閉鎖不全症と言い、これは、食べる、話す、呼吸するなど、口の機能が十分に発達していない病気である口腔機能発達不全症という症状の一つであり、れっきとした病気です。

お口ぼかんが原因で、虫歯、歯周病のリスクが上がります。口を開けたままにすると、口の中が乾き、唾液の分泌量が減ります。唾液には、口内細菌や食べかすを洗い流す自浄作用や、口内に侵入した細菌の活動を抑制する抗菌作用があり、共に細菌の繁殖を抑える重要な働きがあります。また、歯並びの悪化があります。舌が正しい位置に維持できないために、上下の顎のかみ合わせに異常が生じ、歯並びを悪化させやすくなります。

さらに、口の中だけでなく、顔のゆがみ、鼻の不調や風邪やインフルエンザなどの病気にかかりやすくなったりする口呼吸による感染症など、全身にも影響を与えかねません。

大手菓子メーカーロッテが実施した2022年6月の意識調査によりますと、虫歯予防を普段から意識している保護者は64.3%に対し、お口ぼかんなど口腔機能の発達を意識していると回答した保護者は29.5%となったと報告されています。

また、自身の子どもの幼稚園・保育園・学校での虫歯と口腔機能発達に関する取組に関する質問でも、虫歯予防のために取組が行われていたと回答した保護者は58.3%であったのに対し、口腔機能の発達のための取組が行われていたと回答した保護者は27.5%と報告され、さらに5人に1人の子どもにお口ぼかん、いびきの症状があると報告されています。

いかに、学校でも保護者においても口腔機能発達不全症に関心がないこととなります。このことは将来においても大きな損失になると考えます。そして、さらには大人になり、介護高齢者が増えることにつながっていくのではないのでしょうか。

この先、マスクを外すことが多くなることも予想されます。そのときに、お口ぼかんに気づくのでは手遅れになると思います。今からでも、早急に学校や保護者に口腔機能の大切さやお口ぼかん

のリスクをお伝えいただき、学校などで口腔機能発達不全症など全般的なことに対し、ぜひとも対策をお願いできませんでしょうか。

また、かむこと、話すこと、口遊びなど口育を行っていただけませんか。冬に向けて、風邪やインフルエンザの予防につなげてはいただけませんか。担当部長にお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えさせていただきます。

学校保健安全法の規定により、学校は毎年定期的に健康診断を行うこととして、学校保健安全法施行規則によって、歯及び口腔の疾病を検査することになっております。また、学校歯科医の配置が定められており、歯科医師会と連携し、児童生徒の保健保持の答申を諮っております。

歯科健診は、全児童生徒約 2,900 人を対象に、市内 13 名の学校歯科医が、虫歯の発見以外に、歯肉、歯並び、顎関節の確認を実施しております。また、歯科医、歯科衛生士が学校へ訪問し、歯科保健指導、歯科総合講座を行い、児童生徒へ歯に係る健康についての学習の機会を提供しております。

日常的に口が開いているお口ぼかんの状態は、口唇閉鎖不全症と呼ばれ、特に乳幼児に多く見られる症状です。小学校に入学予定の園児を対象とした就学時健診においては、虫歯、歯並び、顎関節の確認のほか、面接検査、言語検査を行い、子どもたちの歯や口、顎の状態をチェックしておりますが、口唇閉鎖不全症の原因とします虫歯や歯周病等であるかについては診断していないため、郡上市にどれくらい口唇閉鎖不全症の罹患者がいるかを把握するという事は難しいと思っております。

なお、議員が御指摘のとおり、コロナ禍において、保育園、幼稚園が長期休園となり、家庭での生活が多くなったことにより、習慣的な歯磨き、口腔ケアが減少し、全国的に虫歯や歯周病などの口腔異常が見られる子どもが増加傾向でございます。

岐阜県学校保健統計による郡上市の虫歯の罹患率は、中学については、全国平均より下回りますが、小学生は全国平均より上回っております。また、中学生・小学生とも、岐阜県平均より上回っております。

なお、罹患率につきましては年々減少傾向ではございます。

今年度、三城小学校が県の学校歯科保健奨励校として表彰を受けました。具体的な取組として、健康な体のために大切である歯と口の健康について自分ごとと捉え、歯を大切にしようとする意欲と態度を育てるという目標と、学年別の年間実施計画を立て、歯磨き指導、歯肉炎の予防教室、かむ活動、歯によい食事指導など、学校歯科医、歯科衛生士、養護教諭、栄養教諭が関わり、保護者を含め口育を推進しております。

三城小学校の取組は、養護教諭部会を通じ各学校へ情報提供しており、市内の小中学校において地域性を生かし、歯と口の健康づくりを行っております。日常的なセルフケアはもちろん、食習慣や栄養に関する知識の普及、保護者を含めたプロフェッショナルの指導に加え、お口ぼかん、口唇閉鎖不全症のリスクなども伝えながら、今後も継続して口育を推進していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御答弁ありがとうございました。

本当に、うちの孫なんかもそうなんですけど、虫歯に関しては、本当に日頃から親がずいぶん頑張っているために、虫歯はほとんどないようなんですけども、やはり小さな子どもとかマスクをしていると、どうしても息が苦しくなって、口を開けたままにしているのが、マスクを取ってからもそのままになっているようなことが多いと思いますので、ぜひとも小学校、また保育園や幼稚園などでそういったことを少なくするためにも、保護者の方々に御指導をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

それでは、大きな項目の2つ目です。婦人科のワクチン接種や検診について伺います。ここでも2つの質問をお願いいたします。

1つ目に、今年度から始まりました子宮頸がんワクチンの接種状況についてです。

日本においては、年間約1万1,000人の方が子宮頸がんにかかれ、約2,900人の方が死亡されています。40歳までの女性で、がん死亡の第2位となっています。子宮頸がんは、HVP(ヒトパピローマウイルス)の感染が原因とされています。このウイルスは、女性の多くが一生に一度は感染すると言われているウイルスです。

しかし、感染してもほとんどの人は自然に消えますが、一部の人でがんになってしまうことがあります。患者は20代から増え始め、30代までにがん治療により子宮を失ってしまう人も年間に1,000人ほどみえるそうです。子どもを設けたいと思う方々にとっては、本当に深刻な問題です。

子宮頸がんの感染を防ぐために、平成25年4月1日よりワクチン接種が始まりました。しかし、平成25年6月頃から厚生労働省より、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、ワクチン接種を控える方が増えだしました。

それでも、二、三年前からHVPワクチンの効果が見直され始めました。HVPワクチンの接種効果として、子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぐ、また、自然に感染したときの数倍の量の抗体を少なくとも9.4年維持できる。さらに、近年海外の大規模調査において、子宮頸がんの予防効果も示されているとの報告があります。

市においては、今年度よりキャッチアップ接種として子宮頸がんワクチンの接種を始められましたが、どのような進捗状況かお尋ねをいたします。しかし、4月から始められたことですので、実績もないようでしたら、どのように進められていくのかお考えをお聞きいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 子宮頸がん発症の原因とされるヒトパピローマウイルス（HPV）は、人にとって特殊なウイルスではなく、多くの人が感染し自然に検出されなくなるウイルスです。100種類以上あるヒトパピローマウイルスの中で、一部のウイルスが数年から数十年かけて、がんになる手前の状態である前がん病変の状態を経て、子宮頸がんを発症します。

ウイルスには、型別に番号がついております。特に16型と18型の感染が子宮頸がんの約50から70%を占めるとされています。子宮頸がんワクチンには2価ワクチンと4価ワクチンがあり、2価ワクチンは、先ほど申し上げた16型と18型ウイルスに対応したワクチンとなります。4価ワクチンは16型と18型に加え、ヒトパピローマウイルス以外の2種類のウイルスに対応しています。

郡上市におきましては、定期予防接種になる前の平成22年度から接種を開始しております。しかし、平成25年6月、国の審議会で、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛等がHPVワクチンの接種後に見られたことから、この副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、積極的勧奨が差し控えられました。

以降、この件については、毎年、審議会において審議され、平成29年11月には、国内外におけるHPVワクチンの安全性や有効性に関する情報が出され、令和3年11月、接種的勧奨の差し控えを終了する旨の通知が出され、接種的勧奨が再開されました。

郡上市においては、令和2年10月に、国から自治体へ積極的勧奨は差し控えながらも、対象者等がHPVワクチンの情報に接する機会を確保し、接種について判断できるよう情報提供資材を個別送付するよう通知があったことから、同年12月に、定期接種の対象年齢である平成26年度生まれから平成20年度生まれの保護者向けに情報提供を行い、令和3年4月には、平成21年度生まれの保護者向けに情報提供を行いました。

令和3年11月、積極的勧奨の差し控えを終了する旨の通知が出されてからの動きとなりますが、令和4年6月に、定期接種対象者である平成18年度生まれ、高校1年生から平成21年度生まれ、中学1年生までの709人に対し個別通知を行っています。

中学1年生としましたのは、標準的な接種年齢を考慮したものです。また、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うために制度化されたキャッチアップ接種に関しまして、令和4年4月1日に施行され、経過措置期間は令和4年度から令和6年度までとなっております。公費負担で接種をしていただきます。キャッチアップ接種対象

者の平成9年度生まれから17年度生まれの方には、令和4年10月に個別通知をしております。

接種状況といたしましては、令和4年4月から10月までの実績となりますが、接種人数が79名で、うち定期接種対象者が41名、キャッチアップ接種対象者が38名となっております。

接種促進に向けた啓発につきましては、広報郡上やホームページのPRのほか、未接種者への個人通知による啓発を計画しております。

積極的勧奨が再開されてから間がないことから、接種を迷っている方々もおられるかとは思いますが、安全性や効果について検証され、積極的勧奨が再開されましたので、接種を検討いただき、そして20歳からは、子宮頸がん検診を受診し、ワクチン接種と検診の併用で子宮頸がんの発症や死亡のリスクを減少させていただきたいと考えております。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 丁寧な御答弁をありがとうございました。

一旦中止というか、やめられたのを再開するのはなかなか難しいとは思いますが、やはり、今では接種をしないより、ワクチン接種をしたほうが命が助けられるということを意識していただき、本当により多くの方々に接種をしていただきますよう啓発をよろしく願いいたします。

また、キャッチアップ接種のほうでも38名でしょうか、ありましたが、この対象になる方はどのくらいあったのか、ちょっと私も把握していなかったので申し訳ないんですが、その方々にも、ぜひとも接種していただけますよう催促をよろしく願いを申し上げます。

2つ目の質問です。乳がん検診の現状と婦人科がん検診の周知啓発の取組についてお尋ねをいたします。

先ほどは、子宮頸がんでの患者数でしたが、乳がんでは年間約9万1,600の方が発病し、約1万4,600の方が亡くなられています。乳がんは40代後半から閉経前にかかることが多く、家庭や社会での働き盛りを奪う病気とも言われています。まれに、男性が罹患することもあるそうです。

早期に発見すれば90%以上の確率で治りますが、進行すると、がん細胞がリンパ節や骨、肺、肝臓などに転移して、様々な症状が起こるとされています。がんにかかれた方は、とにかく早く発見をして、早く治療をすれば早く治せる。遅ければ、それだけ時間も精神的にも疲れるので、早く発見することはとても大事なことです。

そして、自分が調子悪くなり、それでも我慢して、我慢してからでは手遅れになるかもしれないので、定期検診をすることは本当に大事なことだと思います。手遅れにならないためにも、一人でも多くの方に検診を受けてほしいです、と尝试してみました。

市においては、令和元年度のがん検診、精密検査の受診状況では、乳がん検診、40歳以上では25.7%、子宮頸がん検診、20歳以上では17%となっております。この数値は年齢を区切らず、全市

民を対象としています。令和元年度においては、20名ほどの方が治療をされ、尊い命をつないでいただけました。御本人や家族にとっても本当にありがたいことと思います。

しかし、もっと多くの方にがん検診を受けていただきたいと思います。受診率の低さには、子どもを産んだばかりなのか、高齢なのかと言ってみえますが、そうではなく、どんな状態でも、幾つになっても検診される必要はあると考えます。自分自身のためにも、家族のためにも、2年に一度でよいので、検診を受けてもらいたいと思います。

市では、乳がん検診や子宮頸がん検診をどのように周知啓発をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 郡上市における令和元年度のがん検診、精密検査受診状況は、議員の御質問にあったとおり、年齢を区切らず全市民を対象とした場合の受診率は、40歳以上が対象の乳がん検診では25.7%、20歳以上が対象の子宮頸がん検診では17.7%となっています。

一方、国へ報告する地域保健・健康増進事業報告では、報告から3年後に確定値として受診率が公表されます。令和4年10月に令和元年度の受診率が公表されました。国が公表する2年に一回受診した受診率は、乳がん検診が40.5%で、岐阜県内では1位、子宮頸がん検診が31.3%で、岐阜県内2位となっています。ただし、74歳までを対象とした受診率ですので、参考に情報提供させていただきます。

周知啓発につきましては、毎年3月に行います健康審査等受診希望調査票で、各種検診の種類や受診機会をお知らせし、申込みをしていただく方法を取っており、この機会が一番大きな周知啓発になっております。

希望調査票の配布・回収は、自治会に御協力いただき、回収率も95%以上となっております。郡上市の特定健診、がん健診の受診率が高い要因は、市民の皆様が協力し、互いに声をかけ合って、健診・受診を呼びかけていただいていることであると思っております。

広報媒体の活用は、広報郡上にPR記事を掲載、ケーブルテレビの文字放送で年間を通じて周知啓発しております。乳がん検診と子宮頸がん検診につきましては、国の補助事業を利用し、無料クーポン券の配布を行い、受診のきっかけづくりをしております。配布対象年齢は、乳がん検診が41歳、子宮頸がん検診が21歳となっております。

周知啓発活動において、近年、企業との連携に力を入れています。連携協定を6社と結んでおり、連携協定企業には啓発リーフレット設置や配布、受診への呼びかけを行っていただいています。連携協定を結ばれた企業の中には、がん検診受診啓発活動に対し寄附をいただいた企業もあり、初の試みとして、その企業と合同での啓発イベントを計画しております。

このイベントは、女性の健康週間に合わせ、令和5年3月3日金曜日に大和地内の商業施設で乳がん・子宮頸がん検診の受診促進を呼びかけることとしています。また、同時期には、令和5年度健康審査等受診希望調査票を全戸へ配布しておりますので、乳がん検診・子宮頸がん検診以外の検診も含め、家族そろっての検診受診を呼びかけていきたいと考えております。

郡上市がこれまで培ってきた、郡上市民がお互いに検診受診を呼びかけていただく文化を大切にしながら、市民の皆様とともに周知啓発活動を計画・実施してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 答弁をありがとうございました。

皆さんが御近所で誘い合って検診を受けられることが本当に大切なことだと思いますので、より一層の周知啓発をお願いしたいです。

それから、これからどんどん生産人口が減る中、女性の働く力は本当に大きなものだと思いますので、その女性の方々が本当に元気で働けるためにも乳がん検診、子宮頸がん検診を受けていただけますように、より一層の御尽力をお願い申し上げます。

すいません。以上で、私の質問を終わらせていただきます。丁寧な御答弁を頂きましてありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定しております。

(午後 1時38分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 尾村忠雄議員

○議長(田代はつ江) 15番 尾村忠雄議員の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄議員。

○15番(尾村忠雄) ありがとうございます。議長さんより発言の許可を頂きました。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

今回は、健康福祉の事業の中で、福祉は市の事業の中で最も多岐にわたる事業であると考えております。それだけに、市民にとってはとても大切なことであり、重要な事業であります。

そうした中で、今回は健康福祉の事業、健康づくり、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等々

ある中で、介護予防事業を中心にサロン活動、そして、フレイル予防教室について質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

また、フレイル予防教室については、4年ぐらい前になろうかと思えますけれども、質問をいたしておりますので、それ以後のことについて質問をいたしますので、よろしくお願いをいたしますととも、この2点については、関連がある質問でありますので、よろしくお願いをいたします。

市のほうから令和4年度の郡上市の健康福祉という冊子を頂きました。これによりますと、令和4年度の一般会計予算額は273億2,800万円ということでありまして、このうち福祉、保健、医療に使われる予算額は73億1,198万円ということになっております。こういったことを踏まえて質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それから、第2次の郡上市健康福祉推進計画の中で、本計画の基本理念は、「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けるまち郡上」を目指すための取り組むべき優先健康福祉課題を認知症としましたということが書いてありますので、こういったことを踏まえて質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の中、コロナに対する取組はもちろんでありますが、このことにより多くの事業に影響が出てきております。こうしたコロナ禍の変化と混乱の中で、市としての取組は大変厳しい状況かと考えております。

また、第2次健康福祉推進計画の中でも、中間評価もする中で見直し等を図りながら検討していただいております。その一つの例として、元気アップ教室についても、予算づけはしていただいておりますけれども、教室ですので、スタッフとか指導員、PT、つまりリハビリを担当する人たちが充当できているのか心配であります。

こういったことを鑑み、第1点目、一般介護予防事業、社協との連携の中での現状と今後の施策についてお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

一般介護予防事業は、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じた健康づくりの機運を高めるとともに、リハビリテーションに関する専門職などが知見を生かして介護予防の場を支援することで、要介護状態への移行をできる限り遅らせ、健康寿命の延伸を図ることを目的として実施しています。

御指摘のとおり、昨今は新型コロナウイルス感染症の流行により、住民の皆さんが集まって行う形の取組が困難な状況が続きました。毎年、市が国に報告している通いの場の箇所数及び高齢者の参加率は、令和元年度までは順調に増加しておりましたが、令和2年度からは減少に転じ、令和3

年度には若干の改善が見られている状況です。

また、県北西部地域医療センターにおいて 2020 年に実施された調査によりますと、コロナ流行前と比較して行動の頻度が低下した割合は、外出が 41.4%、散歩が 35.4%、直接会っての会話が 44.7%であり、身体活動、社会活動ともに低下していることが分かりました。

活動の低下により、フレイルが加速するのを食い止めるためにも、さらなる介護予防の強化が求められています。こうしたことから、市では、住民の皆さんに対して、いかに感染対策を行いながら通いの場の活動を継続するかといった視点で啓発を進めています。

メニューとしては、通いの場創設に向けた導入事業として行う元気アップ教室や住民主体の通いの場にリハビリ専門職が出向き、専門的・技術的助言を行うことで通いの場の機能強化を図る、通いの場支援などを行っています。

事業は、社会福祉協議会やNPO法人、民間事業者、国保白鳥病院に事業委託をしており、郡上市民病院や国保白鳥病院のリハビリ専門職、歯科衛生士や管理栄養士などを講師として派遣し、人の連携の中で実施をしています。

一方で、そうした事業に参加されない方も多く見えますので、コロナ禍でも自宅のできる介護予防体操の番組を郡上ケーブルテレビや郡上市公式ユーチューブなどで放映しています。

今後、高齢者の方が立ち寄る場所、集まる場所などで放映するなど、できるだけ視聴していただく機会を多くつくっていきたいと思います。また、これまで述べました集まる形にこだわらず、別の方法も模索しているところです。

令和3年度からは、全国国民健康保険診療施設協議会（国診協）のモデル事業として、高齢者のお宅へ出かけていって介護予防の啓発をするボランティアを育成するための御近所サポーター講習会を実施しています。

そして、今年度は、買物支援や食事支援も含めた形で介護予防を目指す、御近所買物ツアー&食事会といった実証実験事業も実施をしています。

今後は、コロナ禍で通いの場を運営することに対する不安や負担を軽減し、継続した活動を行っていけるよう支援の強化を図るとともに、モデル事業で得た経験を生かし、多彩で魅力のある介護予防事業を構築し、長く続くコロナ禍にあっても積極的に介護予防に取り組めるような体制づくりを目指していきたいと思います。

(15 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。多くの事業をしていただいて、誠にありがとうございます。

例えば、線路に例えて、レールだけ敷いていただいて、貨車なり電車が走る、その電車に乗る人、

それは市民であります。市民の人たちと行政が一つになって、こういったことに取り組んでいく、それが、やはり行政の立場、また、市民の立場をすばらしいものにしていくものだなというようなことを思っておりますので、今後もよろしく願いをいたします。

小項目として、次に、サロン活動推進事業について質問をいたします。

この事業の多くは、社会福祉協議会等々、先ほど答弁を頂きましたところに委託しておりまして、連携して事業の推進を図っておると思っております。

この事業は、特に、人との交流を通して社会性を広げることにより、閉じこもりや認知症を予防したり、人と人とのつながりにより、高齢になっても勉強したり、自分の特技を発揮したりすることもあります。

地域サロンは、高齢の方が気軽に集まる場所で、見守り、閉じこもり防止、また、仲間づくりや社会参加等々を目的に行われております。サロンへ出かけることにより、あるときは、無理なく体を動かすことにより、自宅で過ごすことよりも身体活動量が増えて介護予防にもなります。サロンの仲間たちと会話することや笑い合うこと、様々なプログラムで脳を使うことで活性化が図られると思っております。こうしたサロン活動事業は、高齢者の方々にとって、地域に多様な居場所づくりにより意義ある人生を送れることができると確信をしております。

そうした中で、サロン活動について、ほとんどの高齢の方々は、公民館、集会所、また個人の家等で活動しております。そうしたところで、借り上げ料、また、高熱費等々が必要な場所もあると聞いております。そのほかにも講師謝金、送迎等を含め助成金についてもお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 令和4年8月時点で、市内で登録されているサロンは192か所あり、そのうち、高齢者を対象としているサロンは162か所あります。内容としては、茶話会や体操を行っているサロンが多くなっています。サロン活動は、生きがいや仲間づくり、孤立、閉じこもり予防などの効果が期待でき、地域のつながりを深める機会として価値のあるものと考えています。

こうしたことから、社会福祉協議会がサロン活動の支援を行っていますが、具体的には、サロン立ち上げに向けた相談支援やサロン同士の交流会の開催、助成金の活動費の助成などを行っていません。

助成金につきましては、年間1万円となっており、5名以上の集まりを1年間で10回以上開催することで支援を受けられ、会場使用料や必要物品の購入、食事会の費用などに充てられています。

会場使用料について、地区の集会所などを利用される際には、自治会によって料金が決められている場合が多いようです。会場使用料が発生する場合には、助成金や会費で賄っていただいておりますが、負担が大きく運営が困難といったご相談を頂いた際には、市の施設への会場変更や、一定の

基準はありますが、利用料金の減免といった形での調整を行うこともあります。

また、講師謝金をどのように工面するかといった課題もあろうかと思いますが、費用のかからない方法もあります。例えば、社協の福祉出前講座として講師を派遣する事業もありますし、サロンに出向いて活動を行うボランティア団体の紹介なども行っています。体操を行っているサロンなどには、リハビリ専門職の通いの場支援も実施しています。

そのほかの課題としまして、世話人や後継者がいない、新しい人が入らない、歩いて参加することができる人が少なくなり、送迎をするにしても運転できる人が少なくなっているという声が聞かれます。また、男性の参加者はかなり少ない状況にありますので、サロンの活性化を目指す上で課題として捉えているところです。

こうした様々な課題がありますが、今後、地域の男性の方が送迎といった役割を担っていただき、サロン活動に参加できるような仕組みづくりが一つの解決策なのではないかと考えております。市としましても、支援の在り方を検討していきたいと思っております。

また、社会貢献や社会参加といった広い観点からは、サロン活動のみならず、スポーツ分野や生涯学習分野、文化的活動やシニアクラブなど様々な場面があります。そうしたサロンと同様の効果をもたらす活動も広く捉えながら、健やかな高齢期を過ごすための施策を展開していきたいと思っております。

(15 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15 番（尾村忠雄） よろしく申し上げます。

続きまして、フレイル予防と対策についてお聞きをいたします。

この件については、冒頭申し上げましたように、令和元年にも質問をしております。そのときには、高齢者のフレイル対策ということで、フレイルの意味、市での方策、外的ストレス解消等々を質問させていただきました。その後、4年間で過ぎた現在、状況等について再度お聞きいたします。

そもそも、フレイルについて再確認をしますが、フレイルとは、加齢とともに心肺の活力、例えば、運動能力や認知機能等の低下した虚弱な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態と聞いております。多くの方々が適切な対応で十分改善する可能性があるということでもあります。そういったことで、やはり健康寿命を考えたとき、食事のバランス、また身体運動、社会参加等々が必要と考えられます。そういったことを踏まえ、あれから4年が過ぎました。

先般、健康福祉部のほうから資料を頂きました。それによりますと、市の住民基本台帳によりますと、市の高齢化人口の推移は、65 歳以上の人口は、令和元年1万 4,868 人、令和4年度は1万 4,657 人で、マイナスの 211 人です。また、高齢化率は、元年は 36.16%で、令和4年4月には 37.69%で、1.53%高くなってきております。まさに、高齢者は減少していますが、高齢化率

は増加してきております。

こういったことを踏まえ、市の現状、また介護保険についても、今後の見通しについてお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） フレイルとは、議員の御質問にもございましたが、健康な状態から要介護状態へ移行する中間の段階と言われていますが、適切に支援を受けることで健康な状態に戻ることができる時期ともされています。加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなったときこそ生活不活発によりフレイルを悪化させることなく、適切に介護予防に取り組むことが必要と考えています。

こうしたことから、現在、市では、虚弱な状態となった方などを対象として、フレイル予防教室を実施しています。実施箇所は、八幡保健福祉センター、大和保健福祉センター、明宝コミュニティセンター、白鳥北部高齢者福祉センター、国保白鳥病院わいわいトレーニング教室の5か所で、頻度としては週1回、通年で実施しています。

事業に関わるスタッフ業務は、業務委託により、社会福祉協議会、NPO法人、国保白鳥病院の職員が担っています。また、指導者として、郡上市民病院及び国保白鳥病院のリハビリ専門職が介入し、個別面談や体力測定、学習会などを実施しています。

フレイル予防には、低栄養予防や口腔機能低下予防も求められているため、歯科衛生士や管理栄養士による学習会も年2回ずつ実施しています。令和3年度の実績としましては、実施回数は年間223回、参加延べ人数は1,453人となっています。

一方で、同様の目的を持つミニデイサービスも実施していますが、こちらも身体機能の低下を予防するためのプログラムを効果的に取り入れながら実施しています。ミニデイサービスは、美並デイサービスセンター、おなび生きがいセンター、旧西和良小学校、郡上市総合スポーツセンター、高鷲デイサービスセンターで週1回実施しており、フレイル予防教室を実施していない地域もカバーしています。

ミニデイサービスは、総合事業対象者や要支援1・2の方を対象とした事業となります。利用料の負担がありますが、送迎があることで、虚弱な方でも利用しやすい事業となっています。

フレイル予防の取組には、できる限り要介護状態になることを防ぐ、また、そういった状況になる時期を遅らせるといったことを目標にしていることから、御提起のとおり、将来の介護に係る費用を節減することにもつながると思います。

高齢人口と高齢化率への対応との御質問でございましたが、今後の高期高齢者が緩やかに増えていく、また若年層が減少していくといった将来推計を展望しますと、介護保険料の負担が上昇していくといったことも危惧されるところです。こうした負担の増大といった問題についても、フレイ

ル予防の取組によって一定の効果が期待できると考えております。

今後もフレイル予防教室により多くの方が御参加いただけるよう、また、ミニデイサービスの実施場所が拡大していくよう努力をしていきたいと思っております。

(15 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15 番（尾村忠雄） ありがとうございます。

いずれにしても歳をとっていけばこういった状態になっていくというのは間違いない、誰でもそうだと思うしております。それを少しでも遅くするというか、そのためにもフレイル予防は大切なことだと思うので、どうかよろしく願いをいたします。

最後でありますけれども、市長さんに質問をさせていただきます。

ここに、「年齢とともに伸びていく剣道」という本をお持ちしました。これは、多分市長さんと同級生か、一つ違いの林邦夫先生という中京大学の、現在は中京大名誉教授、剣道範士の8段ということで、今はもう剣道のほうの試合とかはやっていないというようなことで、私もこの本を頂いたときに、平成28年でしたけれども、剣道は何歳になっても強くなれるということが載っておりましたので、3回くらい読みましたけれども、まさに、剣道を極めた境地でありまして、いまだに元気でやっておられる、その元気の秘訣は何かということ、私は自分で考えたところ、もう剣道の試合はやらないけれども、その剣道についての自分の思い、そういったことがここに書いてあります。それはどういったことかといいますと、切り返しの切り換しと切り返しの考案と方法ということで、切り返しの「返し」は「返しつつ」の「返し」でありまして、その下の切り返しは、交換の「換」という字であります。

やはり、人生はそういったターニングポイントといいますか、そういう区切りによっていろいろ考えていかなければならない。まさに、フレイル予防についてもそうなんですけれども、やはり、自分がそういったときにフレイル予防をするようになる、そういったことと一緒にはないかなというようなことを思いまして、今日、この本を持ってまいりました。林邦夫先生は郡上市出身で、中京大学の名誉教授というようなことで、郡上市にこんな立派な方が見えるんだなというようなことを僕はつくづく喜んでおる次第でございます。

そういったことで、市長さんにお伺いをいたします。

市においては、今回の質問の高齢者福祉についていろいろな対策を講じていただいております。ありがとうございます。福祉全般においては、どこまでやって、どこまでいいのか、また、市民の皆さんのやる気、行動等々によって考え方が変わってきます。

今回質問したサロン活動についても、市民の皆さんが自主的に自分のために新しい発想やアイデアで効果的な事業をやっているところもあります。先ほど申し上げましたけれども、令和元年の質

間において、市長さんは当時の安全大会のお話の中で、「けがと弁当は自分持ち」との答弁を頂きました。つまり、まず自分の心がけ、実践が必要である、自分のことは自分で行き、自分たちでその健康寿命を延ばして努力してもらいたい、これが出発点であると、市長さんは述べておられました。

現状は、コロナによって市民の生活様式が今後変化していくと思います。そういった場を優先することは大切なことと考えますが、コロナ禍によっての今後の考え方、行動等々が変化していくと思っております。そうした中、高齢の方々にとっては大変厳しい状況になっていくことが考えられます。この件について、市長さんの御所見をお伺いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思えます。

高齢化がどんどん進んでいく中で、私たちはできるだけ要介護というような状態、あるいは、要支援というような状態になることを防ぐ、あるいは、そうなる時期をできるだけ先へ延ばして、いわば健康寿命を延ばすといえますか、そういうことが大切でありまして、そのために様々な対策が必要かというふうに思えます。

先ほど来、健康福祉部長が答弁をいたしましたように、様々な介護予防事業を市では展開をいたしておりまして、ぜひ、こうした事業を活用、あるいは、機会に参画をしていただきたいと思いますと思っております。

今、おっしゃっておられますフレイル、虚弱という状態になるということにつきましては、一般的に、身体的な要因あるいは認知的な要因、そして社会的な要因と、こうした3つの側面があると、要因があるというふうに言われておりますが、その中でも、やはり社会的な要因ということで、人と人とのつながりがなかなか持ちにくい、できない、こうした中で、とかく、やはり人は孤立をして外へも出ていかない、体も動かさないと、こういう状態になることがあるわけございまして、まさに現在のコロナ禍の状況は、そういうリスクをいっぱい持った状況ではないかというふうに思っております。

そういう中で、ぜひ、この社会的要因を引き金とする、それに続く認知的あるいは身体的なそういうフレイルという状態をやはり脱していくためには、一つは、私たち全体がそうした状態に力を合わせて、みんなで支え合っていくということが大切だと思いますし、また、もう一方ではやはり、だいぶ前にそのような答弁をしたか、もう私も忘れてしまっておりますが、けがと弁当ですか、自分持ちと言ったんでしょうか、そういう、やはり何といても自分の体、健康、安全、そういうものは自分で守るという、やはり気持ちとその実行が大切だということは今も変わらないというふうに思えます。

ぜひ、まずは、そういう、みんなで助け合っていくということと、それから、一人一人がやっぱり自分の健康は自分で守らなきゃということをしっかり自覚をして、そのために健康にいいという

ことはみんなで一緒になってやる、そして、一人でもやるというような、そういうことが必要ではないかというふうに思います。

また、最近、非常に買物難民というようなことで、買物にも満足に行けないというようなこともあるようですけれども、そうした場合に、どうしても日々の食事がなかなか、食材を買ってきて、ちゃんと栄養のあるものを食べるというようなことも含めて不自由になってくるという側面もあるということです、これも気をつけなければいけないと、やはり助け合い等々、あるいは、いろんな施策が必要なのかなというふうに思っております。

また、昨今、私も苦手なんですけれども、どうしてもデジタル社会になってきます。お互いに人と人との連携を、若い人たちはSNSだなんだというような形でどんどん取っていきませんが、それがなかなか不自由な高齢者は、やはりそうした意味での新しい、そういう技術を使った人と人とのお付き合いというのなかなか難しいということでもありますので、こうした面もやはり、いわば私もその一人だというふうに思っておりますが、デジタルに不得意な人たちに対して少しでもサポートをするようなということも必要かというふうに思っております。

いずれにしろ、今、高齢者がいろんなことをしようとすると、コロナという一つの要因、影響によって非常にやりにくい状態にはなっていますが、これに負けないように、しっかり、個人としてもそうですし、あるいは、地域社会全体としてもこれに立ち向かっていきたいなというふうに思っております。

あと、人は今、どうしても、もう一定の年齢になったら、もう引退だというようなことでなくて、やれる限りは仕事をする、あるいは、ボランティア活動を続けるといったようなことも大切ではないかというふうに思っております。

先ほど、例に出されました、中京大学の名誉教授の林邦夫先生、剣道の範士8段という、いわば現在の剣道界の中では最高レベルに位置しておられる方です。剣道については、熊田教育長がその道の権威でありますから、あまり私、言えないんですけども、林先生、ちょうどお話にもありましたように、私と同じ昭和19年の生まれで、生まれ年は同じなんです、私のほうが早生まれですので、学年は1年違いました。高校生のときも、最初は、林先生が郡上北高校に在学されておられて、その後、剣道の腕を岐阜の浅川春男先生という方に見込まれて、岐阜農林へ移籍をされて、その後、中京大へ行かれたということで、大変な剣道界で大成をされた方ですけれども、私、ちょうど高校3年生のときに、2段の受験審査に、林先生と実際の試合が当たったというような思い出もございますが、大変立派な先生で、今、お話がありましたように、私は大変立派だと思っておりますのは、剣道を、やはり大学教授という立場で科学的ながら、自らもいろんな意味で体力的なトレーニングをしたり、あるいは、古武道としての尾張の柳生新陰流を勉強したりとか、もう様々なことをされて、そして、今もその剣道の、やはり科学的な意味での探究というのを忘れておられな

いと。年齢とともに伸びゆく剣道というのを追求しておられますが、非常に、頭脳的にも剣道、いかに鍛錬をするか、試合に勝つか、そうしたことも含めて大変深い研究をされておられて、今、郡上のほうへも御指導に来ていただいておりますが、その練習方法等にも非常に工夫をされて、長い、あれはパイプですか、のようなものを竹刀の代わりに持って、その手の内を、あるいは姿勢をしっかり鍛えるとか、そういうユニークな練習方法も開発したりして、私たちに指導していただいておりますが、本当に、年齢とともに自分は進化、進歩していくんだという信念の下に、剣道を今も実践しておられるというふうに思っております。

非常に尊敬もいたしておりますが、そういう方の、やはり、ひとつ生き方、あるいは老い方、年を取るの、これは誰も仕方のないことですので、そういうものを、やはり私たちは自分の健康を保つというようなことでも、やはり学んでいく必要があるのかなというようなことを思っておる次第でございます。

いろいろ申し上げましたが、私たちも、個人としても、私はそう言いながら、なかなか自分で実践ができておりませんが、健康を一生懸命保つ、そして、フレイル予防等々をみんなで手を組んでやっていくという、そんな地域社会になっていけばいいと、そのために行政もやれることはやっていかなければいけないというふうに思っております。

(15 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15 番（尾村忠雄） ありがとうございます。

林先生のことに、市長は本当に、市長さん、教育長さんも剣道をやっておられたということで、今もやっておられるというようなことで、本当に力強いお言葉を頂きました。まさに剣道も、それは剣道の達人ではありますけれども、我々一市民としてもそういったことを考えながらやっていく、それが必要なことではないかなというようなことを思っております。

今回、この議会で質問のありました介護職、また看護職員の不足等々と、また、3年ごとに見直される介護保険料の影響、いずれにしても、高齢者の方々が、先ほども申し上げましたけれども、自らが自分の体を自分で守る、そういった意識が強く、各種事業に参加すること、それが健康寿命を延ばすことになるというお考えを頂きました。まさに、市長さんもそういった考えでおられるということですので、どうかよろしく願いをいたします。

実は、前回、7 番議員が、日本一の子育てしやすいまちを目指すということをおっしゃっていましたが、私は、日本一の福祉に優しいまちを目指す、そういった気持ちでやっていただければと思います。市長さん、また担当部長さんには、細部にわたり御答弁を頂きありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、尾村議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 2時29分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 渡辺 友三

郡上市議会議員 清水 敏夫